

お手続きやご契約に関するお問い合わせ先

担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、下記の「かんぽコールセンター」
「ご高齢のお客さま専用コールセンター」のいずれかにお問い合わせください。

かんぽコールセンター

ご高齢のお客さま専用コールセンター

ここにきこう
☎ **0120-552-950**
(通話料無料)

ここにきこう
☎ **0120-744-552**
(通話料無料)

受付時間 9:00～21:00 平日
9:00～17:00 土曜日・日曜日・休日
※1月1日～3日を除きます。

受付時間 9:00～21:00 平日
9:00～17:00 土曜日・日曜日・休日
※1月1日～3日を除きます。

ご高齢のお客さま専用のコールセンターです。
オペレーターに直接つながり、お問い合わせに対して
ゆっくりと丁寧に応じます。

「マイページ」ならお使いのパソコン・スマートフォンで、いつでも・どこでも・かんたんに、ご契約内容の確認や
保険のお手続きができます。ぜひご利用ください。
なお、保険金のご請求のお手続きにあたっては、ご契約内容やご請求内容に応じて「インターネットでのご請求」
または「郵送でのご請求(請求書類のお取り寄せ)」をご案内いたします。

パソコンから

スマートフォンから

かんぽ生命 マイページとは 🔍 検索

ご利用にあたってはこちら ▶



入院保険金・手術保険金・放射線治療保険金のご請求のお手続きにあたっては、保険金請求Webサービスから
受取人の方が「インターネットでのご請求」または「郵送でのご請求(請求書類のお取り寄せ)」を行うことができます。

パソコンから

スマートフォンから

かんぽ生命 入院 🔍 検索

ご利用にあたってはこちら ▶



取扱店名・電話番号等

2023年下期版

保険金等のご請求について

お手続きサポートBOOK

入院保険金、死亡保険金等をもれなくご請求いただくための
お手続きに関する大切な事項を記載していますので必ずご一読
ください。

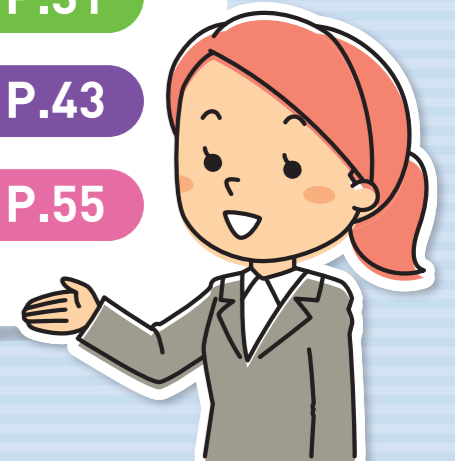
📖 保険金等のお支払いまでの流れ …………… P.01

第1章 お支払いの要件 …………… P.09

第2章 ご請求時の必要書類 …………… P.31

第3章 もれないご請求のために …………… P.43

第4章 お支払いできる事例とできない事例 …… P.55



📖
ご契約のしおり・約款

「ご契約のしおり・約款」については、かんぽ生命のWebサイト「ご契約のしおり・約款(Web約款)」
(<https://www.jp-life.japanpost.jp/products/clause/search.html>)をご確認ください
(2007年10月以降の「ご契約のしおり・約款」を掲載しております)。

使いやすい・役立つサイト

かんぽ生命のWebサイト

<https://www.jp-life.japanpost.jp/>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



かんぽ生命
企業キャラクター
かんぽくん

ご不明な点など
お問い合わせは

かんぽ
コールセンター



ここにきこう
0120-552-950

(通話料無料)

受付時間

9:00～21:00 平日
9:00～17:00 土曜日・日曜日・休日 ※1月1日～3日を除きます。

この「お手続きサポートBOOK」には、お客さまに保険金等をもれなくご請求いただくため、保険契約ごとにご請求いただける保険金等やご請求時の必要書類について、わかりやすく記載していますので、以下を参考に、それぞれのページをご確認ください。

手順1 ご確認

契約内容・保障内容等をご確認ください。

- 「保険証券(保険証書)」や「ご契約内容のお知らせ」をご準備いただき、ご加入の契約内容・保障内容等をご確認ください。
- 担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンター、ご高齢のお客さま専用コールセンターでもご確認いただけます。



▶▶ **かんぽコールセンター** ☎ **0120-552-950** (通話料無料)

▶▶ **ご高齢のお客さま専用コールセンター** ☎ **0120-744-552** (通話料無料)

ご高齢のお客さま専用のコールセンターです。オペレーターに直接つながり、お問い合わせに対してゆっくりと丁寧に対応します。

受付時間 9:00~21:00 平日 / 9:00~17:00 土曜日・日曜日・休日 ※1月1日~3日を除きます。

- 「マイページ」にご登録いただいている場合は、お使いのパソコン・スマートフォンでご確認いただけます。
- 入院保険金・手術保険金・放射線治療保険金については、受取人本人が保険金請求Webサービスから保険金請求のお手続き等を行うことができます。

▶▶ 契約内容のご確認方法は、**手順1 P.02~P.04** をご確認ください。

手順2 準備

必要書類をご準備ください。

- ご請求内容ごとに必要となる書類をご準備ください。
- 受取人本人以外の方にご請求いただく場合、追加で必要となる書類があります。

▶▶ 必要書類のご確認方法は、**手順2 P.05~P.06** をご確認ください。

手順3 ご請求

お近くの郵便局等でご請求ください。

- ご準備いただいた書類をお持ちいただき、お近くの郵便局でご請求ください。
- 郵便局にご来局いただくことが難しい場合は、担当者またはお近くの郵便局にお電話でご相談ください。※郵便局の情報については、郵便局のWebサイトをご覧ください。
- 「マイページ」、保険金請求Webサービスから保険金請求のお手続き等を行うことができます。担当者がご自宅へ訪問することもできますので、お気軽にご相談ください。

▶▶ ご請求もれがないかのご確認方法は、**手順3 P.07** をご確認ください。

手順4 お受け取り

お支払内容をご確認ください。

- ご請求の内容を確認させていただいた後、お支払いします。※ご請求の内容によってはお支払いまでにお時間をいただくものがあります。
- お支払い完了後、お支払金額等の明細を郵送しますので、内容をご確認ください。



手順1

契約内容のご確認方法

- 1 保険証券(保険証書) または **ご契約内容のお知らせ** に記載の被保険者・保険契約者、**保険種類**、**特約種類** をご確認ください。

保険証券(保険証書)

保険契約に加入された際に保険契約者にお届けしています。



赤枠:被保険者・
保険契約者
青枠:保険種類
緑枠:特約種類

ご契約内容のお知らせ

年1回、保険契約者にお届けしています。ご確認の際は直近にお届けしている書面をご覧ください。

保険証券上の**保険種類**は「普通終身保険(低解約)(60歳払込済定額型)」となっているから、「終身保険」に読み替えるのね。

特約種類は「無配当総合医療特約I」となっているから、「無配当総合医療特約」に読み替えるのね。



保険証券(保険証書)やご契約内容のお知らせに記載されている**保険種類**および**特約種類**は、次の表で読み替えてください。本お手続きサポートBOOKにおいては、読み替え後の名称で各種ご案内を記載しています。

保険種類の読み替え表

保険証券(保険証書)ご契約内容のお知らせ	お手続きサポートBOOK
一時払終身保険	一時払終身保険
介護保険金付終身保険	介護保険金付終身保険
上記以外の〇〇終身保険(〇〇)	終身保険
〇〇養老保険(〇〇)	養老保険
〇〇育英年金付学資保険(〇〇)	育英年金付学資保険
〇〇学資保険(〇〇) (契約日が平成26年4月2日以降の保険契約)	学資保険(はじめのかんぽ)
上記以外の〇〇学資保険(〇〇)	学資保険
〇〇成人保険(〇〇)	
〇〇夫婦保険(〇〇)	
〇〇家族保険(〇〇)	夫婦保険
〇〇親子保険(〇〇)	
特別夫婦年金保険	特別夫婦年金保険
介護割増年金付終身年金保険	介護割増年金付終身年金保険
上記以外の〇〇年金保険(〇〇)	年金保険
長寿支援保険(〇〇)	
〇〇定期保険(〇〇)	定期保険
職域保険	職域保険
財形積立貯蓄保険	財形積立貯蓄保険
財形住宅貯蓄保険	財形住宅貯蓄保険

特約種類の読み替え表

保険証券(保険証書)ご契約内容のお知らせ	お手続きサポートBOOK
無配当総合医療特約(〇〇)I	無配当総合医療特約(*)
無配当総合医療特約(〇〇)II	
引受基準緩和型無配当総合医療特約(〇〇)I	無配当総合医療特約(*)
引受基準緩和型無配当総合医療特約(〇〇)II	
無配当総合医療特約(R04)(〇〇)	無配当総合医療特約(*)
引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)(〇〇)	
無配当傷害医療特約(〇〇)I	無配当傷害医療特約
無配当傷害医療特約(〇〇)II	
無配当傷害医療特約(R04)(〇〇)	無配当傷害医療特約
無配当疾病傷害入院特約(〇〇)	
無配当傷害入院特約(〇〇)	無配当傷害入院特約
疾病傷害入院特約	
健康祝金付疾病傷害入院特約	疾病傷害入院特約
疾病入院特約	疾病入院特約
健康祝金付疾病入院特約	疾病入院特約
傷害入院特約	傷害入院特約
無配当先進医療特約(無解返型)	無配当先進医療特約
第1種疾病傷害特約	第1種疾病傷害特約
疾病傷害特約	第1種疾病傷害特約
第2種疾病傷害特約	第2種疾病傷害特約
傷害特約	傷害特約
無配当災害特約(〇〇)	無配当災害特約
災害特約(〇〇)	災害特約
介護特約	介護特約

(*)引受基準緩和型の特約のみを示す場合は、本お手続きサポートBOOKにおいて、引受基準緩和型無配当総合医療特約と記載しています。

「マイページ」

マイページならお使いのパソコン・スマートフォンで、いつでもどこでもかんたんに、ご契約内容の確認ができます。ぜひご利用ください。

パソコンから

かんぽ生命 マイページとは 検索

スマートフォンから

ご利用にあたってはこちら



手順 1 契約内容 のご確認方法

2 「第1章 お支払いの要件」の表 P.09～P.12 をご確認ください。

1 で確認した 保険種類 を使用して 表 保険種類ごとの保障内容 P.09～P.10 を、
 特約種類 を使用して 表 特約種類ごとの保障内容 P.11～P.12 を、それぞれご確認ください。

STEP ①

お客さまがご加入されている 保険種類 または 特約種類 が記載された行をご確認ください。

表 保険種類ごとの保障内容

保険種類ごとの保障内容は、以 表 の見方は P.02～P.04

保険種類	1 基本契約の保険金等												
	1 死亡保険金	2 死亡給付金	3 保険金の倍額支払	4 重度障害がいの状態になった場合	5 育英年金	6 介護保険金	7 介護割増年金	8 特別夫婦年金保険の年金/保険料の払込不要になった場合	9 特定疾病による重度障害がいの状態になった場合	10 特定疾病による重度障害がいの状態になった場合	11 配属者である状態になった場合	12 配属者である状態になった場合	
終身保険	K01	-	K03	K04 ^(*)2)	-	-	-	-	-	K20 ^(*)2)	K21	-	
一時払終身保険	K01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	K27	
介護保険金付終身保険	K01	-	K03	-	-	K06	-	-	-	K20	K21	K22	
養老保険	K01	-	K03 ^(*)1)	K04 ^(*)2)	-	-	-	-	-	K20 ^(*)1)	K21 ^(*)1)	-	K28 ^(*)5)
学資保険	K01	-	K03	K04	-	-	-	-	-	K20	K21	-	-
学資保険 (はじめのかんぽ)	-	K02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	K27
育英年金付学資保険	K01	-	K03	K04	K05	-	-	-	-	K20	K21	-	-
夫婦保険	K01	-	K03	K04	-	-	-	-	-	-	-	-	K27 ^(*)4)
特別夫婦年金保険	-	-	-	-	-	-	K08	-	-	-	-	-	K27
定期保険	K01	-	-	K04	-	-	-	-	-	K20	K21	-	-
職域保険	K01	-	-	K04	-	-	-	-	-	K20	K21	-	-

K01、T01 などは、保険金等の詳細な内容や必要書類を説明するページを参照するための番号です。本お手続きサポートBOOKにおいては、ご案内番号と記載しています。



「終身保険」の行と「無配当総合医療特約」の行を見ればいいのね。
 被 契 の状況は「被 が病気で入院した場合」が該当するから、
 ご案内番号は T01 T12 ね。

入院保険金の詳細はご案内番号 T01、
 入院初期保険金の詳細はご案内番号 T12 のページを見ればいいのね。

STEP ②

被保険者・保険契約者が 被 契 の状況に該当するかご確認ください。
 ※ 保障内容の詳細がご確認いただけるページは 被 契 の状況の下に記載しています。

表 特約種類ごとの保障内容

特約種類ごとの保障内容は、以 表 の見方は P.02～P.04

特約種類	3 特約保険金											
	1 入院した時	1 入院した場合	2 手術を受けた場合	3 手術を受けた場合	4 放射線治療を受けた場合	5 ケガで入院した場合	6 長期入院一時入院した場合	7 通院療養給付金	11 傷害保険金	12 要介護状態になった場合	12 要介護状態になった場合	
無配当総合医療特約	T01	T01	T09	T10	T11	T12 ^(*)2)	-	-	-	-	-	
無配当傷害医療特約	-	T02	T09	T10	T11	T12	-	-	-	-	-	
無配当疾病傷害入院特約	T03	T03	T09	-	-	-	T13	-	-	-	-	
無配当傷害入院特約	-	T04	T09	-	-	-	T13	-	-	-	-	
疾病傷害入院特約	T05	T05	T09	-	-	-	-	T14	-	-	-	
疾病入院特約	T06	-	T09	-	-	-	-	T14	-	-	-	
傷害入院特約	-	T07	T09	-	-	-	-	T14	-	-	-	
無配当先進医療特約	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第1種疾病傷害特約	T08	T08	T09 ^(*)7)	-	-	-	-	-	-	T22	-	
第1種疾病傷害特約	T05	T05	T09	-	-	-	-	-	-	T22	-	
第2種疾病傷害特約	T05	T05	T09	-	-	-	-	-	-	T22	T23	
傷害特約	-	T07	-	-	-	-	-	-	-	T22	-	

3 保障内容の詳細は、2 の STEP ② でご確認いただいたページと ご案内番号 をもとにご確認ください。

ご案内番号 K01

1 死亡保険金

被保険者が保険期間中に亡くなったときにお支払いする保険金です。

受取人 死亡保険金受取人 ※指定されていない場合や被保険者より先に亡くなっている場合は、「用語の解説」P.79の「遺族」をご確認ください。

お支払いできる事柄とできない事柄 ご案内番号 J01 P.56 ご案内番号 J02 P.57

ご請求時の必要書類 ご案内番号 H01 P.31

表に記載された ご案内番号 と対応しています。

保険金等をお支払いする要件と受取人として保険金等をご請求いただける方を記載しています。

ご請求時の必要書類をご確認いただけるご案内番号およびページを記載しています。

必要書類のご確認方法は、手順 2 P.05～P.06 をご確認ください。

手順 2 必要書類のご確認方法

1 「第2章 ご請求時の必要書類」の表 P.31～P.34 をご確認ください。

表 被保険者の入院・身体障がい等の場合

受取人本人にご請求いただく際の必要書類は、以下のとおりです。
 >> 受取人本人以外の方にご請求いただく場合には、以下の書類に加えて提出していただく書類があります。
 詳しくは P.39～P.42 をご確認ください。

ご請求内容	ご案内番号			
	H10	H11	H12	
	入院・手術保険金等 (病気の場合)	入院・手術保険金等 (ケガの場合)	傷害保険金	被保険者の 身体障がいによる 保険料の払込免除
必要書類	受取人	被 (学資保険(はじめのかんぽ)は(契))	被 (学資保険(はじめのかんぽ)は(契))	契 (学資保険(はじめのかんぽ)は(契))
保険証券(保険証書)	●	●	●	●
受取人の預貯金通帳またはキャッシュカード	●	●	●	●
かんぽ生命所定の 入院・手術証明書(診断書)(※1)	●	●	—	—
かんぽ生命所定の 障害診断書兼入院・手術証明書(※1)	—	—	●	●
被保険者の生年月日を確認できる書類	●	●	●	●
保険契約者の生年月日を確認できる書類	▲(*2)	▲(*2)	▲(*2)	▲(*2)
受取人本人であることを確認できる書類	●	●	●	●
続柄証明書	▲(*3)	▲(*3)	▲(*3)	▲(*3)

手順 1 の 3 でご確認ください。記載されたご請求時の必要書類の「ご案内番号」のご請求内容をご確認ください。●または▲がある書類をご準備ください。
 ※▲は条件にあてはまる場合にご準備いただく書類です。

受取人として保険金等をご請求いただける方を記載しています。受取人本人以外の方にご請求いただく場合は、追加でご提出いただく書類があります。

入院保険金、入院初期保険金の請求をしたい場合は、手順 1 の 3 で確認した「ご請求時の必要書類のご案内番号 H10」の列に必要な書類と受取人を確認するのね。

入院保険金等の請求は、診断書の提出を省略した簡易なお取り扱いができるのね。
 詳しくは P.35～P.38 を確認すれば良いのね。



(※1) 郵便局等で証明書用封筒をお受け取りになられている場合、郵便ポストに投函しないようご注意ください。
 (※2) 学資保険(学資保険(はじめのかんぽ)(保険料払込免除なし型)を除く)・育英年金付学資保険・成人保険の場合
 (※3) 夫婦保険・夫婦年金保険・家族保険の場合、ご夫婦の続柄が記載されているもの(住民票、各種健康保険被保険者証等)が必要です。

所定の基準を満たす場合は、「かんぽ生命所定の入院・手術証明書(診断書)」の提出に代えて「入院・手術事情書」による簡易なお取り扱いが可能です。
 詳しくは P.35～P.38 をご確認ください。

2 受取人本人以外の方にご請求いただく場合は、「受取人本人以外のご請求」P.39～P.42 をご確認ください。

親権者によるご請求

受取人本人である子供がまだ小さくて…代わりに請求したいのだけど…

▲ 親権者によるご請求が可能です。
 受取人本人が未成年者のためご請求できない場合は、親権者をご請求できます。

必要なもの

- 親権者と未成年者との続柄を確認できる書類 (続柄が記載されている住民票、各種健康保険被保険者証等)
- 親権者の印鑑

※親権者からの同意をいただくことで未成年者である受取人本人からのご請求も可能です。
 ※未成年者であっても同居している場合または扶養している場合は、未成年者である受取人本人からのご請求が可能です。

受取人本人以外のご請求できる方と追加で必要となる書類について状況別に記載していますので、該当するものをご確認ください。
 ※いずれにもあてはまらない場合は、担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンター、ご高齢のお客さま専用コールセンターにお問い合わせください。

>> ご請求もれがないかのご確認方法は、手順 3 P.07 をご確認ください。

手順 3

ご請求もれがないかのご確認方法

「第3章 もれのないご請求のために」のチェックシート (P.43) で、ご請求もれがないか、今一度ご確認ください。

確認内容	お支払いできる可能性のある保険金等	確認ページ
<input checked="" type="checkbox"/> 特約は付加されていませんか?	入院保険金等	P.44
	特約返戻金(還付金)	P.45
<input checked="" type="checkbox"/> 他に、被保険者が同じ年金保険契約はありませんか?	未払年金・死亡返戻金(還付金)	P.46
	未払年金・継続年金等	P.46
<input checked="" type="checkbox"/> 亡くなった被保険者が保険契約者となっている学資保険等はありませんか?	介護保険金・介護増年金・特約介護保険金	P.53
<input checked="" type="checkbox"/> 60日以上継続して入院をしていませんか?	通院療養給付金	P.54

チェックシートの確認内容の各項目をご確認ください。お支払いできる可能性のある保険金等を記載していますので該当する場合は、「確認ページ」をご確認ください。

事例

「第4章 お支払いできる事例とできない事例」(P.55~P.75) に具体的な事例を記載しています。お支払いの要件を確認する際の参考としてください。

死亡保険金

事例 ① 告知義務違反があった場合 ご案内番号 J01

<p>○ お支払いできます。</p> <p>保険契約申込前の「慢性C型肝炎」での通院治療について</p> <p>質問表(告知書)に正しく告知せず加入</p> <p>1年後</p> <p>「慢性C型肝炎」とはまったく関係のない「急性心不全」で亡くなった場合</p>	<p>✕ お支払いできません。</p> <p>保険契約申込前の「慢性C型肝炎」での通院治療について</p> <p>質問表(告知書)に正しく告知せず加入</p> <p>1年後</p> <p>「慢性C型肝炎」を原因とする「肝硬変」で亡くなった場合</p>
--	--

事例ごとにお支払いできる場合とできない場合を記載しています。

解説

- 保険契約のお申し込みの際には、健康状態について正確に告知する必要があります。
 - 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実とは違うことを告知した場合、保険金等の支払事由の発生が保障(責任)開始の日を含めて2年以内であれば、当社は告知義務違反として保険契約を解除することがあります。この場合、保険金等のお支払いはできません。ただし、保険金等の支払事由が、告知義務違反による保険契約の解除の原因となった事実によらない場合には保険金等をお支払いします。
- ▶▶ 詳しくは、 「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

事例についての詳しい説明を記載しています。



保険金等のお支払いまでの流れ P.01

第1章

お支払いの要件

- 表 保険種類ごとの保障内容 P.09
- 表 特約種類ごとの保障内容 P.11
- 1 基本契約の保険金等について P.13
- 2 保険料の払込免除について P.17
- 3 特約保険金について P.21
- 4 傷害保険金等のお支払いの要件に関する注意事項について P.27
- 5 保険金等のご請求等がお済みでない場合について P.28



障がい状態・特定要介護状態ご確認シート P.29

第2章

ご請求時の必要書類

- 表 被保険者・保険契約者の死亡・重度障がい等の場合 P.31
- 表 被保険者の入院・身体障がい等の場合 P.33
- 入院・手術事情書による入院保険金等のご請求について(診断書のご提出が不要となる簡易なお取り扱い) P.35
- 領収書や診療明細書のご提出が難しい場合について P.38
- 受取人本人以外のご請求 P.39

第3章

もれのないご請求のために

- もれのないご請求のためのチェックシート P.43
- 1 死亡保険金ご請求時のご確認事項 P.44
- 2 入院保険金ご請求時のご確認事項 P.48

第4章

お支払いできる事例とできない事例

- お支払いできる事例とできない事例の一覧 P.55
- 事例 ① ~ 事例 ②⑩ P.56~P.75



各書類の準備方法・保険金等のお支払時期等について P.77



用語の解説 P.79



ご案内番号のさくいん P.81



凡例 保障の対象となる方 (被): 被保険者 (契): 保険契約者

保険種類ごとの保障内容は、以下のとおりです。

>> 表の見方は P.02~P.04 をご確認ください。

表 保険種類ごとの保障内容

被(契)の状況	1 基本契約の保険金等									2 保険料の払込免除								
	1 被が亡くなった場合	2 被が亡くなった場合	3 被がケガ/所定の感染症で亡くなった場合	4 被が重度障がいの状態になった場合	5 契が亡くなった/重度障がいの状態になった場合	6 被が特定要介護状態になった場合	7 被が特定要介護状態になった場合	8 被が亡くなった/重度障がいの状態になった場合	9 被がケガ/所定の感染症で亡くなった/重度障がいの状態になった場合	1 被が重度障がいの状態になった場合	2 被が身体障がいの状態になった場合	3 被が特定要介護状態になった場合	4 契が亡くなった/重度障がいの状態になった場合	5 主たる被が亡くなった/重度障がいの状態になった場合	6 主たる被が身体障がいの状態になった場合	7 配偶者である被が重度障がい/身体障がいの状態になった場合	8 被が身体障がいの状態になった場合	9 被が満10歳未満のときに契が亡くなった/重度障がいの状態になった場合
保険種類	死亡保険金	死亡給付金	保険金の倍額支払	重度障がいによる保険金	育英年金	介護保険金	介護割増年金	特別夫婦年金 保険の年金/ 保険料の 払込不要	財形保険 の保険金									
	P.13	P.13	P.13	P.14	P.14	P.15	P.15	P.16	P.16	P.17	P.17	P.17	P.18	P.18	P.19	P.19	P.20	P.20
ご案内番号																		
終身保険	K01	—	K03	K04 ^(*2)	—	—	—	—	—	K20 ^(*2)	K21	—	—	—	—	—	—	—
一時払終身保険	K01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	K27	—
介護保険金付終身保険	K01	—	K03	—	—	K06	—	—	—	K20	K21	K22	—	—	—	—	—	—
養老保険	K01	—	K03 ^(*1)	K04 ^(*2)	—	—	—	—	—	K20 ^(*1) K20 ^(*2)	K21 ^(*1)	—	—	—	—	—	—	K28 ^(*5)
学資保険	K01	—	K03	K04	—	—	—	—	—	K20	K21	—	K23	—	—	—	—	—
学資保険 (はじめのかんぽ)	—	K02	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	K23 ^(*3)	—	—	—	K27	—
育英年金付学資保険	K01	—	K03	K04	K05	—	—	—	—	K20	K21	—	K23	—	—	—	—	—
夫婦保険	K01	—	K03	K04	—	—	—	—	—	—	—	—	—	K24	K25	K26 ^(*4)	—	—
特別夫婦年金保険	—	—	—	—	—	—	—	K08	—	—	—	—	—	—	—	—	K27	—
定期保険	K01	—	—	K04	—	—	—	—	—	K20	K21	—	—	—	—	—	—	—
職域保険	K01	—	—	K04	—	—	—	—	—	K20	K21	—	—	—	—	—	—	—
介護割増年金付 終身年金保険	—	—	—	—	—	—	K07	—	—	—	—	—	—	—	—	—	K27	—
財形積立貯蓄保険	—	—	—	—	—	—	—	—	K09	—	—	—	—	—	—	—	—	—
財形住宅貯蓄保険	—	—	—	—	—	—	—	—	K09	—	—	—	—	—	—	—	—	—
年金保険	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	K27	—

(*1) 財形年金養老保険を除きます。

(*2) 引受基準緩和型普通終身保険・引受基準緩和型普通養老保険を除きます。

(*3) 学資保険(はじめのかんぽ)(保険料払込免除なし型)を除きます。 (*5) 普通養老保険(引受基準緩和型普通養老保険を除く)に限ります。

(*4) 家族保険・親子保険を除きます。

表 特約種類ごとの保障内容

凡例 保障の対象となる方 (被) : 被保険者

特約種類ごとの保障内容は、以下のとおりです。 >> 表の見方は P.02~P.04 をご確認ください。

特約種類	3 特約保険金												
	1 被が病気で入院した場合	1 被がケガで入院した場合	2 被が入院中に手術を受けた場合	3 被が外来で手術を受けた場合	4 被が放射線治療を受けた場合(*1)	5 被が病気でケガで入院した場合	6 被が120日以上入院した場合	7 被が60日以上継続して入院した場合	8 被が先進医療を受けた場合(*4)	9 被が病気でケガで入院した場合	10 被がケガで亡くなった場合	11 被が身体障がいの状態になった場合	12 被が特定要介護状態になった場合
	入院保険金	入院保険金	手術保険金	手術保険金	放射線治療保険金	入院初期保険金	長期入院一時保険金	通院療養給付金	先進医療保険金	入院一時金	特約死亡保険金	傷害保険金	特約介護保険金
	P.21	P.21	P.22	P.22	P.23	P.23	P.23	P.24	P.24	P.25	P.25	P.26	P.26
	ご案内番号												
無配当総合医療特約	T01	T01	T09	T10	T11	T12(*2)	—	—	—	T16(*5)	—	—	—
無配当傷害医療特約	—	T02	T09	T10	T11	T12(*3)	—	—	—	T16(*6)	—	—	—
無配当疾病傷害入院特約	T03	T03	T09	—	—	—	T13	—	—	—	—	—	—
無配当傷害入院特約	—	T04	T09	—	—	—	T13	—	—	—	—	—	—
疾病傷害入院特約	T05	T05	T09	—	—	—	—	T14	—	—	—	—	—
疾病入院特約	T06	—	T09	—	—	—	—	T14	—	—	—	—	—
傷害入院特約	—	T07	T09	—	—	—	—	T14	—	—	—	—	—
無配当先進医療特約	—	—	—	—	—	—	—	—	T15	—	—	—	—
第1種疾病傷害特約 効力発生日：昭和62年8月以前	T08	T08	T09(*7)	—	—	—	—	—	—	—	T20	T22	—
第1種疾病傷害特約 効力発生日：昭和62年9月以降	T05	T05	T09	—	—	—	—	—	—	—	T20	T22	—
第2種疾病傷害特約	T05	T05	T09	—	—	—	—	—	—	—	T20	T22	T23
傷害特約 効力発生日：昭和62年8月以前	—	T07	—	—	—	—	—	—	—	—	T20	T22	—
傷害特約 効力発生日：昭和62年9月以降	—	T07	T09	—	—	—	—	—	—	—	T20	T22	—
無配当災害特約	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	T21	T22	—
災害特約	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	T21	T22	—
介護特約	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	T21	T22	T23

(*1) 無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約以外の特約の場合は、「2(被)が入院中に手術を受けた場合」をご確認ください。

(*2) 無配当総合医療特約I型または引受基準緩和型無配当総合医療特約I型に限り、ます。

(*3) 無配当傷害医療特約I型に限り、ます。

(*4) 無配当先進医療特約以外の場合は、「2(被)が入院中に手術を受けた場合」、「3(被)が外来で手術を受けた場合」および「4(被)が放射線治療を受けた場合」をご確認ください。

(*5) 無配当総合医療特約(R04)または引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)に限り、ます。

(*6) 無配当傷害医療特約(R04)に限り、ます。

(*7) 昭和62年8月以前の第1種疾病傷害特約は、手術後の入院保険金といひます。

1 | 基本契約の保険金等について

保険金等の主なお支払いの要件、受取人およびご請求時の必要書類は、以下のとおりです。
なお、保険種類ごとの保障内容については、**表 P.09～P.10** をご確認ください。

ご案内番号 **K01**

1 死亡保険金

被保険者が保険期間中に亡くなったときにお支払いする保険金です。

受取人	死亡保険金受取人 <small>》指定されていない場合や被保険者より先に亡くなっている場合は、「用語の解説」P.79の「遺族」をご確認ください。</small>
お支払いできる事例 とできない事例	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ご案内番号 J01 P.56</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ご案内番号 J02 P.57</div> </div>
ご請求時の 必要書類	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ご案内番号 H01 P.31</div>

ご案内番号 **K02**

2 死亡給付金

被保険者が保険期間中に亡くなったときにお支払いする保険金です。

受取人	保険契約者
ご請求時の 必要書類	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ご案内番号 H01 P.31</div>

ご案内番号 **K03**

3 保険金の倍額支払

死亡保険金をお支払いする場合において、基本契約の契約日からその日を含めて1年6カ月を経過した後に、被保険者が不慮の事故でのケガにより、その事故の日から180日以内に亡くなったとき、または所定の感染症により亡くなったときにお支払いする保険金です。

受取人	死亡保険金受取人 <small>》指定されていない場合や被保険者より先に亡くなっている場合は、「用語の解説」P.79の「遺族」をご確認ください。</small>
お支払いできる事例 とできない事例	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ご案内番号 J03 P.58</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ご案内番号 J04 P.59</div> </div>
ご請求時の 必要書類	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ご案内番号 H02 P.31</div>

ご案内番号 **K04**

4 重度障がいによる保険金

被保険者が保険期間中にかけた病気または受けたケガにより所定の重度障がいの状態に該当し、保険契約者からその旨の通知があったときにお支払いする保険金です。

- 保険金をお支払いした場合は、一部の保険種類を除き保険契約は消滅し保障がなくなります。

※ 保険金をお受け取りいただく方法のほか、保険料払込期間中に上記の状態に該当した場合には、保険料を払込免除とした上で、保険契約を継続する方法もあります。

》所定の重度障がい状態については、「障がい状態のご確認について」P.29～P.30 をご確認ください。

受取人	死亡保険金受取人 ※指定されていない場合や亡くなっている場合は、被保険者
お支払いできる事例 とできない事例	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ご案内番号 J05 P.60</div>
ご請求時の 必要書類	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ご案内番号 H03 P.32</div>

! 重度障がいによる保険金に関する注意点

重度障がいによる保険金は、ご請求いただく時期が「保険料払込期間の終期」の到来前と到来後では、お受け取りいただける金額が異なる場合があります。また、「保険期間の満了日」後にご請求いただいた場合は、重度障がいによる保険金をお受け取りいただくことができません。

ご案内番号 **K05**

5 育英年金

保険契約者が保険期間中に亡くなったとき、または保険契約者が保険期間中にかけた病気もしくは受けたケガにより所定の重度障がいの状態に該当し、保険契約者からその旨の通知があったときにお支払いする年金です。

》所定の重度障がい状態については、「障がい状態のご確認について」P.29～P.30 をご確認ください。

受取人	被保険者
ご請求時の 必要書類	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">死亡の場合 ご案内番号 H04 P.32</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重度障がいの場合 ご案内番号 H05 P.32</div> </div>

ご案内番号 **K06****6 介護保険金**

被保険者が保険期間中に特定要介護状態となり、かつ、その状態が保険期間中に180日継続したときにお支払いする保険金です。

≫特定要介護状態については、「特定要介護状態のご確認について」**P.30**をご確認ください。

受取人

介護保険金受取人 ※指定されていない場合や亡くなっている場合は、被保険者

ご請求時の
必要書類ご案内番号 **H06** **P.32**ご案内番号 **K07****7 介護割増年金**

被保険者が基本契約の保障(責任)開始時以後に特定要介護状態となり、かつ、その状態が180日以上継続しているときに通常お支払いする年金に加えてお支払いする年金です。

≫特定要介護状態については、「特定要介護状態のご確認について」**P.30**をご確認ください。

受取人

年金受取人

ご請求時の
必要書類ご案内番号 **H06** **P.32**ご案内番号 **K08****8 特別夫婦年金保険の年金／保険料の払込不要****①主たる被保険者が亡くなった場合^(*)**

- 保険料払込期間中に主たる被保険者が亡くなった場合、保険料を払込不要とします。また、主たる被保険者が生存していたとした場合のその年金開始年齢に達することとなる日から、配偶者である被保険者に年金をお支払いします。
- 保険料払込期間満了後に主たる被保険者が亡くなった場合、配偶者である被保険者に年金をお支払いします。

②配偶者である被保険者が亡くなった場合^(*)

- 保険料払込期間中に配偶者である被保険者が亡くなった場合、主たる被保険者が年金支払開始年齢に達した日から主たる被保険者に年金をお支払いします。
- 保険料払込期間満了後に配偶者である被保険者が亡くなった場合、主たる被保険者に年金をお支払いします。

(*)被保険者が基本契約の効力発生後にかかった病気または受けたケガにより、所定の重度障がい状態に該当し、保険契約者からその旨の通知があった場合を含みます。

≫所定の重度障がい状態については、「障がい状態のご確認について」**P.29～P.30**をご確認ください。

受取人

年金 ▶ 年金受取人 保険料の払込不要 ▶ 保険契約者

ご請求時の
必要書類ご案内番号 **H07** **P.32**ご案内番号 **K09****9 財形保険の保険金**

次の場合に死亡保険金^(*)をお支払いします。

- 被保険者が保険期間中に発生した不慮の事故でのケガにより、その事故の日から180日以内に亡くなったとき
- 被保険者が保険期間中にかけた所定の感染症により亡くなったとき

次の場合に重度障がいによる保険金^(*)をお支払いします。

- 被保険者が保険期間中に受けたケガにより、所定の重度障がい状態に該当し、その事故の日から180日以内に保険契約者からその旨の通知があったとき
- 被保険者が保険期間中にかけた所定の感染症により、所定の重度障がい状態に該当し、保険契約者からその旨の通知があったとき

(*)病気(所定の感染症を除きます)を原因とするときは返戻金のお支払いとなります。

≫所定の重度障がい状態については、「障がい状態のご確認について」**P.29～P.30**をご確認ください。

受取人

死亡保険金受取人 ※指定されていない場合や亡くなっている場合

- ・死亡のとき ≫「用語の解説」**P.79**の「遺族」をご確認ください。
- ・重度障がいのとき ▶ 被保険者

ご請求時の
必要書類死亡の場合 **ご案内番号 H02** **P.31** 重度障がいの場合 **ご案内番号 H03** **P.32**

2 | 保険料の払込免除について

保険料の払込免除となる主な要件、請求人およびご請求時の必要書類は、以下のとおりです。
なお、保険種類ごとの保障内容については、**表 P.09～P.10** をご確認ください。

ご案内番号 **K20**

1 重度障がいによる保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中にかかった病気または受けたケガにより所定の重度障がいの状態に該当した場合、保険料の払込免除となります。

≫ 所定の重度障がい状態については、「障がい状態のご確認について」**P.29～P.30** をご確認ください。

請求人	保険契約者
ご請求時の必要書類	ご案内番号 H03 P.32

ご案内番号 **K21**

2 身体障がいによる保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中の不慮の事故でのケガにより、その事故の日から180日以内に所定の身体障がいの状態に該当した場合、保険料の払込免除となります。

≫ 所定の身体障がい状態については、「障がい状態のご確認について」**P.29～P.30** をご確認ください。

請求人	保険契約者
ご請求時の必要書類	ご案内番号 H12 P.34

ご案内番号 **K22**

3 特定要介護状態による保険料の払込免除

被保険者が保険料払込期間中に特定要介護状態となり、かつ、その状態が180日続いた場合、保険料の払込免除となります^(*)。

^(*)介護割増年金付終身年金保険においては、介護割増年金部分(介護割増年金のお支払いに関する部分)の保険料のみ払込免除となります。

≫ 特定要介護状態については、「特定要介護状態のご確認について」**P.30** をご確認ください。

請求人	保険契約者
ご請求時の必要書類	ご案内番号 H06 P.32

ご案内番号 **K23**

4 学資保険等^(*)の保険契約者の死亡／重度障がいによる保険料の払込免除

保険契約者が保険料払込期間中に亡くなった場合、または保険料払込期間中にかかった病気もしくは受けたケガにより所定の重度障がいの状態に該当した場合、保険料の払込免除となります。

^(*)学資保険(はじめのかんぽ)(保険料払込免除なし型)を除きます。

≫ 所定の重度障がい状態については、「障がい状態のご確認について」**P.29～P.30** をご確認ください。

請求人	保険契約者
ご請求時の必要書類	死亡の場合 ご案内番号 H04 P.32 重度障がいの場合 ご案内番号 H05 P.32

ご案内番号 **K24**

5 主たる被保険者の死亡／重度障がいによる保険料の払込免除

主たる被保険者が保険料払込期間中に亡くなった場合、または保険料払込期間中にかかった病気もしくは受けたケガにより所定の重度障がいの状態に該当した場合、保険料の払込免除となります。

≫ 所定の重度障がい状態については、「障がい状態のご確認について」**P.29～P.30** をご確認ください。

請求人	保険契約者
ご請求時の必要書類	死亡の場合 ご案内番号 H01 P.31 重度障がいの場合 ご案内番号 H03 P.32

ご案内番号 **K25****6 主たる被保険者の身体障がいによる保険料の払込免除**

主たる被保険者が保険料払込期間中の不慮の事故でのケガにより、その事故の日から180日以内に所定の身体障がいの状態に該当した場合、保険料の払込免除となります。

≫ 所定の身体障がい状態については、「障がい状態のご確認について」P.29～P.30 をご確認ください。

請求人	保険契約者
ご請求時の必要書類	ご案内番号 H12 P.34

ご案内番号 **K26****7 配偶者である被保険者の重度障がい／身体障がいによる保険料の払込免除**

主たる被保険者の死亡が自殺であるため保険金が支払われなかった後、配偶者である被保険者が、保険料払込期間中にかかった病気もしくは受けたケガにより所定の重度障がいの状態に該当した場合、または保険料払込期間中の不慮の事故でのケガによりその事故の日から180日以内に所定の身体障がいの状態に該当した場合、保険料の払込免除となります。

≫ 所定の重度障がい状態・身体障がい状態については、「障がい状態のご確認について」P.29～P.30 をご確認ください。

請求人	保険契約者
ご請求時の必要書類	重度障がいの場合 ご案内番号 H03 P.32 身体障がいの場合 ご案内番号 H12 P.34

ご案内番号 **K27****8 身体障がいによる保険料の払込免除
(学資保険(はじめのかんぽ)、年金保険契約等に付加された特約)**

被保険者が特約の保険料払込期間中の不慮の事故でのケガにより、その事故の日から180日以内に所定の身体障がいの状態に該当した場合、特約保険料は払込免除となります。

≫ 所定の身体障がい状態については、「障がい状態のご確認について」P.29～P.30 をご確認ください。

請求人	保険契約者
ご請求時の必要書類	ご案内番号 H12 P.34

ご案内番号 **K28****9 普通養老保険の保険契約者の死亡／重度障がいによる保険料の払込免除(被保険者が満10歳未満のとき)**

被保険者の父、母、祖父、祖母、兄または姉である保険契約者が、被保険者が満10歳未満のときに、保険料払込期間中の不慮の事故でのケガもしくは所定の感染症により亡くなったとき、または保険料払込期間中にかかった病気もしくは受けたケガにより所定の重度障がいの状態に該当した場合、保険料の払込免除となります。

≫ 所定の重度障がい状態については、「障がい状態のご確認について」P.29～P.30 をご確認ください。

請求人	保険契約者
ご請求時の必要書類	死亡の場合 ご案内番号 H04 P.32 重度障がいの場合 ご案内番号 H05 P.32

3 特約保険金について

保険金の主なお支払いの要件、受取人およびご請求時の必要書類は、以下のとおりです。
 なお、特約種類ごとの保障内容については、表 P.11～P.12 をご確認ください。

ご案内番号 T01～T08

1 入院保険金

次の場合にお支払いする保険金です。

- 被保険者が保険期間中にかかった病気により、保険期間中に病院または診療所に入院したとき
- 被保険者が保険期間中に発生した不慮の事故でのケガにより、その事故の日から3年以内に病院または診療所に入院したとき(*1)(*2)

(*1) 特約の消滅前のケガにより、特約の消滅後に入院したときも対象となります。ただし、無配当総合医療特約および無配当傷害医療特約においては、保険期間中に入院したときに限ります。

(*2) 無配当総合医療特約においては、事故の日から3年経過後に入院したときは、病気による入院として取り扱います。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめのかんぽ)は保険契約者
お支払いできる事例 とできない事例	ご案内番号 J10 P.61 ご案内番号 J11 P.62 ご案内番号 J12 P.63 ご案内番号 J13 P.64 ご案内番号 J14 P.65 ご案内番号 J15 P.66
	ご請求時の必要書類 病気による入院 ご案内番号 H10 P.34 ケガによる入院 ご案内番号 H11 P.34

〈ご案内番号ごとのお支払いの対象となる入院日数〉

ご案内番号	病気による入院	ケガによる入院
T01	1日以上(*3)	1日以上(*3)
T02	—	1日以上(*3)
T03	1日以上(*3)	1日以上(*3)
T04	—	1日以上(*3)
T05	5日以上(*4)(*5)	5日以上(*4)(*5)
T06	5日以上(*4)(*5)	—
T07	—	5日以上(*5)(*6)
T08	20日以上(*5)	5日以上(*5)

(*3) 入院期間の日数が1日となる「入院」は、入院日と退院日が同一である場合(日帰り入院)をいいます。お支払いにあたっては、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。

(*4) 入院の初日から4日間はお支払いできません。

(*5) 今回の入院日数が所定の日数未満でも、他の入院の日数と合計して所定の日数以上となる場合には、お支払いできる場合があります。

(*6) 効力発生日が昭和62年8月以前の特約においては、入院の初日からお支払いできます。

効力発生日が昭和62年9月以降の特約においては、入院の初日から4日間はお支払いできません。

ご案内番号 T09

2 手術保険金(入院中に受けた手術)

次の場合にお支払いする保険金です。

- 無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約の場合

被保険者が保険期間中にかかった病気または発生した不慮の事故でのケガにより、保険期間中の治療を目的とした入院中に所定の手術(放射線治療を含みません)(*1)(*2)を受けたとき(*3)

- 上記以外の特約の場合

被保険者が入院保険金の支払われる入院中に、その入院の原因となった病気または不慮の事故でのケガにより、所定の手術(放射線治療を含みます)を受けたとき(*3)(*4)

(*1) 所定の先進医療に該当する施術を含みます。

(*2) 無配当傷害医療特約においては、ケガによる手術に限ります。

(*3) お受けになられた手術について、医療機関発行の領収書または診療報酬明細書に「短期滞在手術等基本料1」と記載されている場合は、「入院基本料」を含まないことから入院中に受けた手術には該当しません。

(*4) お支払いできる所定の手術は、付加されている特約によって異なります。昭和62年8月31日以前の第1種疾病傷害特約には手術保険金をお支払いする保障はありませんが、所定の手術を入院中に受けた場合、入院保険金以外に20日を限度に手術後の入院保険金をお支払いする保障があります。なお、傷害特約は保障の対象外です。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめのかんぽ)は保険契約者
お支払いできる事例 とできない事例	ご案内番号 J20 P.67 ご案内番号 J22 P.69 P.70 ご案内番号 J23 P.71
	ご請求時の必要書類 病気による手術 ご案内番号 H10 P.34 ケガによる手術 ご案内番号 H11 P.34

ご案内番号 T10

3 手術保険金(外来で受けた手術)

被保険者が保険期間中にかかった病気または発生した不慮の事故でのケガにより、保険期間中に外来で所定の手術(放射線治療を含みません)(*1)(*2)を受けたときにお支払いする保険金です。

(*1) 所定の先進医療に該当する施術を含みます。

(*2) 無配当傷害医療特約においては、ケガによる手術に限ります。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめのかんぽ)は保険契約者
お支払いできる事例 とできない事例	ご案内番号 J21 P.68
	ご請求時の必要書類 ご案内番号 H09 P.35

ご案内番号 T11

4 放射線治療保険金

被保険者が保険期間中にかかった病気または発生した不慮の事故でのケガにより、保険期間中に所定の放射線治療^{(*1)(*2)}を受けたときにお支払いする保険金です。

(*1) 所定の先進医療に該当する放射線治療を含みます。

(*2) 無配当傷害医療特約においては、ケガによる放射線治療に限ります。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめのかんぽ)は保険契約者
お支払いできる事例 とできない事例	ご案内番号 J24 P.72
ご請求時の 必要書類	病気による放射線治療 ご案内番号 H10 P.34 ケガによる放射線治療 ご案内番号 H11 P.34

ご案内番号 T12

5 入院初期保険金

被保険者が病気または不慮の事故でのケガにより、入院保険金が支払われる入院をしたときにお支払い^{(*1)(*2)}する保険金です。

(*1) 2回以上の入院が1回の入院とみなされる場合は、お支払いは1回限りとなります。

(*2) 入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後開始した入院については、新たな入院とみなして入院初期保険金をお支払いします。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめのかんぽ)は保険契約者
ご請求時の必要書類	入院保険金とあわせてお支払いするため不要です。

ご案内番号 T13

6 長期入院一時保険金

被保険者が入院保険金の支払われる入院をし、1つの病気または1つの不慮の事故でのケガによる入院日数の合計が120日となったときにお支払いする保険金です。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめのかんぽ)は保険契約者
ご請求時の必要書類	入院保険金とあわせてお支払いするため不要です。

ご案内番号 T14

7 通院療養給付金

被保険者が入院保険金の支払われる入院をし、その入院(入院の初日を含めて4日間の入院を含みます)が60日以上継続し、その退院後も引き続き通院または療養が必要なときにお支払いする保険金です。

受取人	被保険者
お支払いできる事例 とできない事例	ご案内番号 J26 P.74
ご請求時の 必要書類	病気による入院 ご案内番号 H10 P.34 ケガによる入院 ご案内番号 H11 P.34

ご案内番号 T15

8 先進医療保険金

被保険者が保険期間中にかかった病気または発生した不慮の事故でのケガにより、保険期間中に厚生労働大臣が定める先進医療による療養^{(*1)(*2)}を受けたときにお支払いする保険金です。

(*1) 先進医療による療養を受けた時点において、以下のすべてを満たすものに限りします。

- ・厚生労働大臣が定める先進医療技術
- ・先進医療技術ごとに定められた適応症に対するもの
- ・先進医療技術ごとに定められた施設基準に適合する病院または診療所で受けたもの

(*2) 厚生労働大臣が定める先進医療や、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所は変更されることがあります。

先進医療の具体的な内容は、厚生労働省のWebサイトまたはかんぽ生命のWebサイト「先進医療百科」(<https://www.senshin.jp-life.japanpost.jp/>)をご確認ください。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめのかんぽ)は保険契約者
お支払いできる事例 とできない事例	ご案内番号 J27 P.75
ご請求時の 必要書類	病気による療養 ご案内番号 H10 P.34 ケガによる療養 ご案内番号 H11 P.34

ご案内番号 **T16**

9 入院一時金

被保険者が病気または不慮の事故でのケガにより、入院保険金が支払われる入院をし、所定の入院日数に達したときにお支払い(*)する保険金です。

(*)お支払いの要件は下表をご参照ください。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめのかんぼ)は保険契約者
ご請求時の必要書類	入院保険金とあわせてお支払いするため不要です。

【入院一時金のお支払いの要件】(概要)

特約種類	入院の原因	1回の入院でのお支払いの要件		保険期間を通しての限度回数
		最大回数	所定の入院日数	
無配当傷害医療特約(R04)	ケガ	5回	1日、30日、60日、90日、120日の各日に達したとき	20回
無配当総合医療特約(R04)	病気	5回	1日、30日、60日、90日、120日の各日に達したとき	20回
	ケガ	5回	各日に達したとき	20回
引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)	病気	3回	1日、30日、60日の各日に達したとき	40回
	ケガ	3回	各日に達したとき	40回

ご案内番号 **T20・T21**

10 特約死亡保険金

被保険者が保険期間中の不慮の事故でのケガにより、その事故の日から所定の期間内に亡くなったとき(*)にお支払いする保険金です。

(*)特約の消滅前のケガにより、特約の消滅後に亡くなったときも対象となります。ただし、無配当災害特約においては、保険期間中に亡くなったときに限ります。

受取人	死亡保険金受取人 >> 指定されていない場合や被保険者より先に亡くなっている場合は、「用語の解説」(P.79)の「遺族」をご確認ください。 ※学資保険(はじめのかんぼ)は保険契約者
ご請求時の必要書類	ご案内番号 H02 P.31

〈ご案内番号ごとの所定の期間〉

ご案内番号	所定の期間	ご案内番号	所定の期間
T20	90日以内	T21	180日以内

ご案内番号 **T22**

11 傷害保険金

被保険者が保険期間中の不慮の事故でのケガにより、その事故の日から180日以内に所定の身体障がいの状態に該当したとき(*)にお支払いする保険金です。

(*)特約の消滅前のケガにより、特約の消滅後に身体障がいの状態に該当したときも対象となります。

>> 所定の身体障がい状態については、「障がい状態のご確認について」(P.29～P.30)をご確認ください。

受取人	被保険者 ※学資保険(はじめのかんぼ)は保険契約者
お支払いできる事例とできない事例	ご案内番号 J25 P.73
ご請求時の必要書類	ご案内番号 H12 P.34

ご案内番号 **T23**

12 特約介護保険金

被保険者が保険期間中にかかった病気または発生した不慮の事故でのケガにより、特定要介護状態となり、かつ、その状態が保険期間中に180日継続したときにお支払いする保険金です。

>> 特定要介護状態については、「特定要介護状態のご確認について」(P.30)をご確認ください。

受取人	被保険者
ご請求時の必要書類	ご案内番号 H06 P.32



4 | 傷害保険金等のお支払いの要件に関する注意事項について

傷害保険金のお支払いの要件、身体障がいによる保険料の払込免除の要件のご確認に際しては、以下の点にご注意ください。

1 障がいの状態が固定しておらず回復の見込みがある場合

障がいの状態については、所定の障がいの状態に該当したうえで、その状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められることがお支払いの要件となります。四肢の切断のように、それが明らかな場合もありますが、精神・神経の障がいや関節の運動障がい等は、障がいの状態がさらに悪化するときや逆に良化するときがあり、障がいの状態の固定および回復の見込みの有無が明らかでない場合があります。

この場合であっても、その障がいの状態の回復の見込みが限定的であり、その障がいの状態が固定して回復の見込みがなくなったものとみなせるときには、お支払いの対象となる場合があります。

2 不慮の事故から180日経過後に障がいの状態が固定し回復の見込みがなくなった場合

不慮の事故から180日経過後に障がいの状態が固定し回復の見込みがなくなった場合でも、不慮の事故によるケガを直接の原因として障がいの状態となったことが明らかである場合は、お支払いの対象となる場合があります。

3 人工骨頭挿入術、人工関節置換術を受けられた場合

不慮の事故によるケガを直接の原因として、人工骨頭挿入術、人工関節置換術を受けられた場合、当社では、その関節の用を全く永久に失ったものとして取り扱います。

具体的には次の保険金等がお支払いの対象となります。

- 不慮の事故によるケガを直接の原因として、四肢の関節のうち3大関節(上肢:肩、肘、手
下肢:股、膝、足の関節のことをいいます。)中の1関節に対して人工骨頭挿入術、人工関節置換術を受けられた場合、当社所定の身体障がいの状態(「1上肢または1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの」)に該当します。

例 保険期間中の転倒事故により骨折し、左股関節の人工股関節挿入術を受けた場合

左股関節の用を全く永久に失ったものとして取り扱い、4級30%(*1)(*2)の傷害保険金をお支払いします(傷害保険金の保障のある特約が付加されている場合に限り)。ただし、病気(変形性関節症や先天性臼蓋形成不全等)を原因として人工骨頭挿入術、人工関節置換術を受けられた場合は、お支払いの対象ではありません。

- 病気やケガの原因によらず、すでに片側の上下肢の3大関節が「1関節の用を全く永久に失ったもの」に該当している状態のところ、不慮の事故によるケガを直接の原因として、同じ側の別の3大関節(例えば、右膝の手術を受けられた後にケガを原因として同じ側の右股)に人工骨頭挿入術、人工関節置換術を受けられた場合、2関節の障がいの状態を合わせてお支払いの要件に該当する場合があります。お支払いの要件に該当した場合、お支払いする傷害保険金は、すでにある障がいに対してお支払いすることとした場合の金額を差し引いた残額となります。
- なお、傷害保険金を保障する特約が付加されていない場合でも、保険料の払込免除に該当する場合があります。

例 右膝関節に人工関節置換術を受けていて、その後、保険期間中の事故によるケガを原因として、右股関節に人工骨頭挿入術を受けた場合

1下肢の3大関節の2関節の用を全く永久に失ったものとして取り扱い(3級50%(*1)(*2)の身体障がいの状態に該当)、すでにある右膝の障がいに対して傷害保険金をお支払いすることとした場合の4級30%(*1)(*2)分の保険金を差し引いた残額20%を傷害保険金としてお支払いします。

なお、同時に被保険者の身体障がいによる保険料の払込免除の状態に該当しますので、基本契約の保険料払込期間中であれば、保険料の払込免除となります(傷害保険金を保障する特約が付加されていない場合であっても該当します。)

(*1) 傷害保険金をお支払いできる特約の特約保険金額の支払割合を示しています。

(*2) 当社所定の身体障がいの状態は「ご契約のしおり・約款」に記載しています。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5 | 保険金等のご請求等がお済みでない場合について

死亡・入院・手術・傷害・重度障がいによる保険金等のご請求または保険料の払込免除のご請求がお済みでない場合は、以下の点にご注意ください。

- 保険金等のお支払いの要件に該当している場合に、5年を経過しますと、医療機関のカルテ等の関係書類の保存期間が経過する等の理由により、医療機関による証明書の発行ができなくなる場合があります。
- 保険金等のお支払いの要件に該当することの確認のため、当社において、医療機関に対して確認を行うことがあります。関係書類の保存期間経過後はそれも困難となります。この場合、ご請求等に応じられなくなる場合がありますので、保険金等のお支払いの要件に該当する場合にはご請求に必要な書類をご準備いただき、お早めにご請求等のお手続きを行ってください。

なお、何らかのご事情でご請求のお手続きができない場合も、ご請求等に必要な証明書等の書類の取得を済まされておかれることをお勧めします。

一方で、ご事情によりご請求等に必要な書類をご準備できないまま長期間経過した場合でもご請求いただける場合がありますので、担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンター、ご高齢のお客さま専用コールセンターまでお問い合わせください。

障がい状態のご確認について

所定の障がい状態に該当する場合(回復の見込みがない場合に限り)、**保険金のお支払い**または**保険料の払込免除**の対象となる可能性があるため、下記についてご確認ください。

◆ ● ■ ごとに、いずれかの状態に該当した場合、チェック してください。

眼	<input checked="" type="checkbox"/> ◆ 両眼が失明している <input checked="" type="checkbox"/> ● 眼鏡やコンタクトレンズ等できょう正した状態の両眼の視力の合計が0.12以下である <input checked="" type="checkbox"/> ● 片眼が失明している <input checked="" type="checkbox"/> ■ 両眼の視野が狭まっている、または視野に欠損がある <input checked="" type="checkbox"/> ■ 両眼で見たときに、ものが二重に見える
耳	<input checked="" type="checkbox"/> ● 両耳の聴力を失っている <input checked="" type="checkbox"/> ● 40cmを超えると話し声を理解できない <input checked="" type="checkbox"/> ■ 片耳の聴力を失っている <input checked="" type="checkbox"/> ■ 内耳の平衡機能障がいにより、まっすぐ歩けない
鼻	<input checked="" type="checkbox"/> ■ 両側の鼻呼吸が困難である、または嗅覚を失っている
口	<input checked="" type="checkbox"/> ◆ 音声をまったく出すことができない、または言葉として音声を発することができない <input checked="" type="checkbox"/> ◆ 流動食以外のものをとることができない <input checked="" type="checkbox"/> ● 身振りや筆談をしなければ、言葉で自分の意思を伝えることができない <input checked="" type="checkbox"/> ● おかゆ程度の飲食物しか食べられない <input checked="" type="checkbox"/> ■ 味覚がない
精神、神経 または 胸腹部臓器	<input checked="" type="checkbox"/> ◆ 終身常に介護を要する (常時寝たきり・歩行ができない・食べ物を口に運べない・排せつができない等) <input checked="" type="checkbox"/> ● 日常生活動作が家庭内に限られる、または軽易な労務しかできない
脊柱	<input checked="" type="checkbox"/> ● 衣類を着用しても明らかに脊柱の奇形がわかる <input checked="" type="checkbox"/> ● 脊柱の運動範囲が通常の半分以下である
上肢 および 下肢	<input checked="" type="checkbox"/> ◆ 次の・のいずれか 2つ以上 に該当する ※1つの状態が両腕または両脚にある場合は2つに該当します。また、2つの状態が同一の片腕または片脚にある場合は、1つの状態のみに該当するものとします。 <input checked="" type="checkbox"/> ● 片腕を手首から肩までの間のいずれかの部分から失っている <input checked="" type="checkbox"/> ● 片腕のすべての関節がほとんど動かない <input checked="" type="checkbox"/> ● 片脚を足首から脚の付け根までの間のいずれかの部分から失っている <input checked="" type="checkbox"/> ● 片脚のすべての関節がほとんど動かない <input checked="" type="checkbox"/> ● 片腕を手首から肩までの間または片脚を足首から脚の付け根までの間のいずれかの部分から失っている <input checked="" type="checkbox"/> ● 片腕または片脚の関節のうち2関節以上が固まってほとんど動かない <input checked="" type="checkbox"/> ■ 片腕または片脚の関節のいずれかが固まって通常の半分までしか動かない <input checked="" type="checkbox"/> ■ 片腕または片脚のいずれかの関節に人工骨頭もしくは人工関節を挿入している <input checked="" type="checkbox"/> ■ 片腕または片脚に仮関節(偽関節)を残している <input checked="" type="checkbox"/> ■ 骨折等により、脚の長さが3cm以上短くなった

手指 および 足指

- 片手の親指と人差指、または3手指以上(親指か人差指のどちらか含む)を失っている
- 片手の4手指、または3手指(親指か人差指のどちらか含む)の指関節が固まって通常の半分までしか動かない
- 10足指を失ったもの、または10足指の指関節が固まって通常の半分までしか動かない
- 10足指のうち一部を失い、かつ、他の足指の指関節が固まって通常の半分までしか動かない
- 片手のいずれか1手指以上を失っている
- 片手の親指か人差指、または2手指以上の指関節が固まって通常の半分までしか動かない
- 片足の親指、またはそれ以外の足指4本を失っている
- 片足の親指を含む3本以上の指関節が固まって通常の半分までしか動かない

◆ のいずれか **1つ以上** に該当

▶ **重度障がいによる保険金のお支払いまたは保険料の払込免除**の対象となる可能性があります。

◆ ● のいずれか **1つ以上** に該当

▶ **身体障がいによる保険料の払込免除**(*)の対象となる可能性があります。

◆ ● ■ のいずれか **1つ以上** に該当

▶ **傷害保険金**(*)のお支払いの対象となる可能性があります。

(*)不慮の事故によるケガが原因であることに限ります。

特定要介護状態のご確認について

下表の **A B** のいずれかに該当する場合、特定要介護状態として**保険金等のお支払い**または**保険料の払込免除**の対象となる可能性がありますので、下記についてご確認ください。

いずれかの状態に該当した場合、チェック してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	日常生活において常時寝たきりの状態である
<input checked="" type="checkbox"/>	杖、装具等の使用および他人の介助によっても歩行ができない
A	次の状態のうち、 3つ以上 に該当する <input checked="" type="checkbox"/> ● 自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができない <input checked="" type="checkbox"/> ● 食器類または食物を選定、工夫しても、自分で食事ができない <input checked="" type="checkbox"/> ● 衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができない <input checked="" type="checkbox"/> ● 浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入りまたは体の洗い流しができない
<input checked="" type="checkbox"/>	認知症であると医師に診断されている
B	意識障がいのない状態で、次の状態の いずれか に該当する <input checked="" type="checkbox"/> ● 季節または朝、昼、夜の時間が常にわからない <input checked="" type="checkbox"/> ● 現在自分が住んでいる場所、または現在自分がいる場所がわからない <input checked="" type="checkbox"/> ● 家族または日頃接している周囲の人間がわからない

A B のいずれかの **すべてのチェック欄** に該当

▶ **介護保険金等のお支払いまたは特定要介護状態による保険料の払込免除**の対象となる可能性があります。

※基本契約が「介護割増年金付終身年金保険」「介護保険金付終身保険」にご加入されている場合、または「第2種疾病傷害特約」「介護特約」を付加されている保険契約の場合に限りです。



凡例

必要書類 ●:必ずご準備いただく書類 ▲:条件にあてはまる場合にご準備いただく書類
 受取人 (受):保険金(年金)受取人 (被):被保険者 (契):保険契約者

受取人本人にご請求いただく際の必要書類は、以下のとおりです。

≫ 受取人本人以外の方にご請求いただく場合には、以下の書類に加えて提出していただく書類があります。
 詳しくは P.39~P.42 をご確認ください。

表 被保険者・保険契約者の死亡・重度障がい等の場合

ご請求内容	ご案内番号														
	H01	H02	H03	H04	H05	H06	H06		H06		H07				
必要書類	死亡保険金	死亡給付金	死亡保険金(財形保険の場合) / 特約死亡保険金	保険金の倍額支払 / 死亡保険金(財形保険の場合) / 特約死亡保険金	重度障がいによる保険金(*9)	被保険者の重度障がいによる保険料の払込免除	学資保険等 保険料の払込免除	学資保険等 保険料の払込免除	育英年金 (保険契約者死亡)	学資保険等 保険料の払込免除	育英年金 (保険契約者重度障がい)	介護保険金 / 介護割増年金 / 特約介護保険金	被保険者の特定要介護状態による保険料の払込免除	特別夫婦年金保険	保険料の払込不要
	受取人	(受)	(契)	(受)	(受)	(契)	(契)	(契)	(被)	(契)	(被)	(受)	(契)	(受)	(契)
保険証券(保険証書)(*1)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
受取人の預貯金通帳またはキャッシュカード	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
亡くなった被保険者の住民票(除票)または戸籍抄(謄)本	●	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲(*7)	▲(*7)
亡くなった保険契約者の住民票(除票)または戸籍抄(謄)本	—	—	—	—	—	—	●	●	—	—	—	—	—	—	—
かんぽ生命所定の死亡証明書(*2) または死亡診断書	●	●	●	—	—	—	●	●	—	—	—	—	—	▲(*7)	▲(*7)
かんぽ生命所定の障害診断書兼入院・手術証明書	—	—	—	●	●	—	—	—	●	●	—	—	—	▲(*8)	▲(*8)
かんぽ生命所定の障害診断書(特定要介護状態認定用)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	—	—	—
被保険者の生年月日を確認できる書類	—	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
保険契約者の生年月日を確認できる書類	—	—	—	▲(*4)	▲(*4)	—	—	—	●	●	—	—	—	—	—
受取人本人であることを確認できる書類	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
保険契約者本人であることを確認できる書類	▲(*4)	—	▲(*4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
受取人および保険契約者の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類	●	●	●	●	—	—	—	●	—	●	—	—	—	●	—
続柄証明書(*3)	▲(*5)	—	▲(*5)	▲(*5)	▲(*5)	▲(*5)	▲(*6)	—	▲(*6)	—	—	—	—	●	●

(*1) 保険証券(保険証書)のご提出ができない場合でも、保険証券(保険証書)記号番号をご申告いただくこと等でご請求いただく方法があります。
 (*2) 郵便局等で証明書用封筒をお受け取りになられている場合、郵便ポストに投函しないようご注意ください。

(*3) 以下の続柄が記載されているもの(住民票、各種健康保険被保険者証等)が必要です。
 ▶ 普通養老保険の場合…保険契約者と被保険者との続柄
 ▶ 夫婦保険・特別夫婦年金保険・家族保険の場合…ご夫婦の続柄

(*4) 学資保険・育英年金付学資保険・成人保険の場合
 (*5) 夫婦保険・家族保険の場合
 (*6) 普通養老保険の場合
 (*7) 被保険者の死亡の場合

(*8) 被保険者の重度障がいの場合
 (*9) 保険契約者からの重度障がい通知も必要です。(保険契約者と受取人が同一人の場合等は、省略できる可能性があります。)

凡例 必要書類 ●:必ずご準備いただく書類 ▲:条件にあてはまる場合にご準備いただく書類
 受取人 被:被保険者 契:保険契約者

受取人本人にご請求いただく際の**必要書類**は、以下のとおりです。

≫ 受取人本人以外の方にご請求いただく場合には、以下の書類に加えて提出していただく書類があります。
 詳しくは P.39～P.42 をご確認ください。

表 被保険者の入院・身体障がい等の場合

必要書類	ご請求内容	受取人	ご案内番号			
			H10	H11	H12	
			入院・手術保険金等 (病気の場合)	入院・手術保険金等 (ケガの場合)	傷害保険金	被保険者の 身体障がいによる 保険料の払込免除
			被 (学資保険(はじめのかんぽ)は契)	被 (学資保険(はじめのかんぽ)は契)	被 (学資保険(はじめのかんぽ)は契)	契
保険証券(保険証書)	保険証券(保険証書)のご提出ができない場合でも、保険証券(保険証書)記号番号をご申告いただくこと等でご請求いただく方法があります。		●	●	●	●
受取人の預貯金通帳またはキャッシュカード			●	●	●	●
かんぽ生命所定の入院・手術証明書(診断書)(*1)	ご請求内容によっては、提出を省略した簡易なお取り扱いが可能です。かんぽ生命のWebサイトからダウンロードできます。また、お近くの郵便局にも備え付けています。		●	●	—	—
かんぽ生命所定の障害診断書兼入院・手術証明書(*1)	かんぽ生命のWebサイトからダウンロードできます。また、お近くの郵便局にも備え付けています。		—	—	●	●
被保険者の生年月日を確認できる書類	書類例 ・各種健康保険被保険者証 ・運転免許証 ・個人番号カード 等		●	●	●	●
保険契約者の生年月日を確認できる書類	書類例 ・各種健康保険被保険者証 ・運転免許証 ・個人番号カード 等		▲(*2)	▲(*2)	▲(*2)	▲(*2)
受取人本人であることを確認できる書類	書類例 ・各種健康保険被保険者証 ・運転免許証 ・個人番号カード 等		●	●	●	●
続柄証明書			▲(*3)	▲(*3)	▲(*3)	▲(*3)

(*1) 郵便局等で証明書用封筒をお受け取りになられている場合、郵便ポストに投函しないようご注意ください。
 (*2) 学資保険(学資保険(はじめのかんぽ)(保険料払込免除なし型)を除く)・育英年金付学資保険・成人保険の場合
 (*3) 夫婦保険・夫婦年金保険・家族保険の場合、ご夫婦の続柄が記載されているもの(住民票、各種健康保険被保険者証等)が必要です。

所定の基準を満たす場合は、「かんぽ生命所定の入院・手術証明書(診断書)」の提出に代えて「入院・手術事情書」による簡易なお取り扱いが可能です。
 詳しくは P.35～P.38 をご確認ください。

ご案内番号 H08・H09・H13

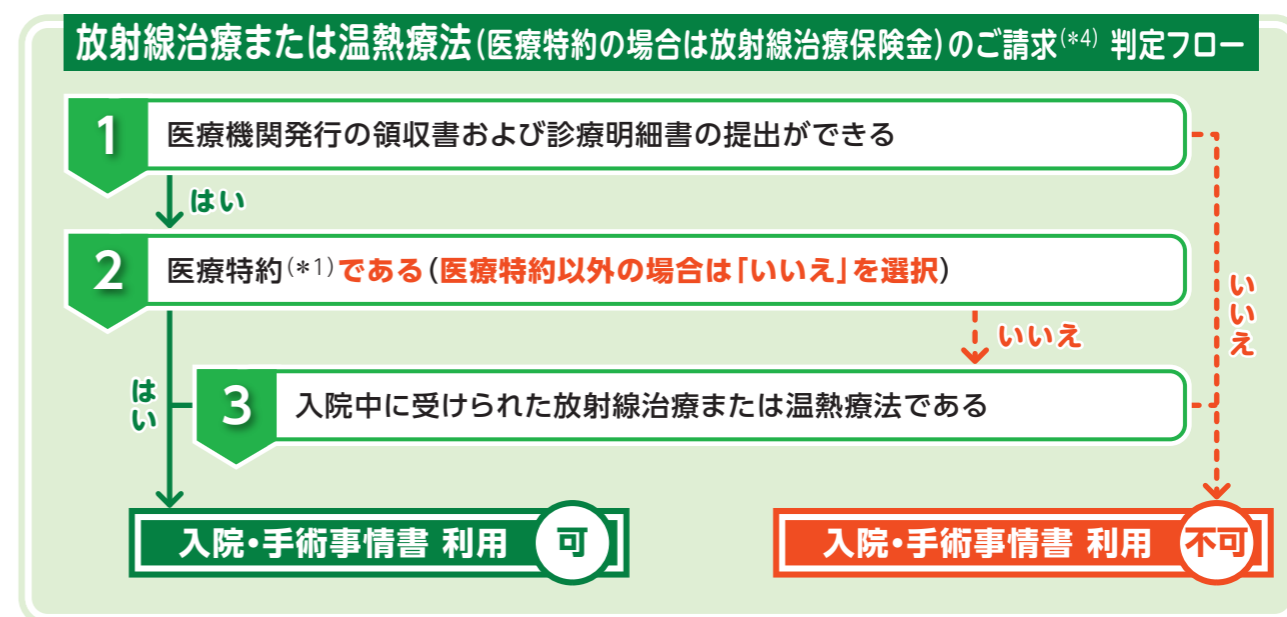
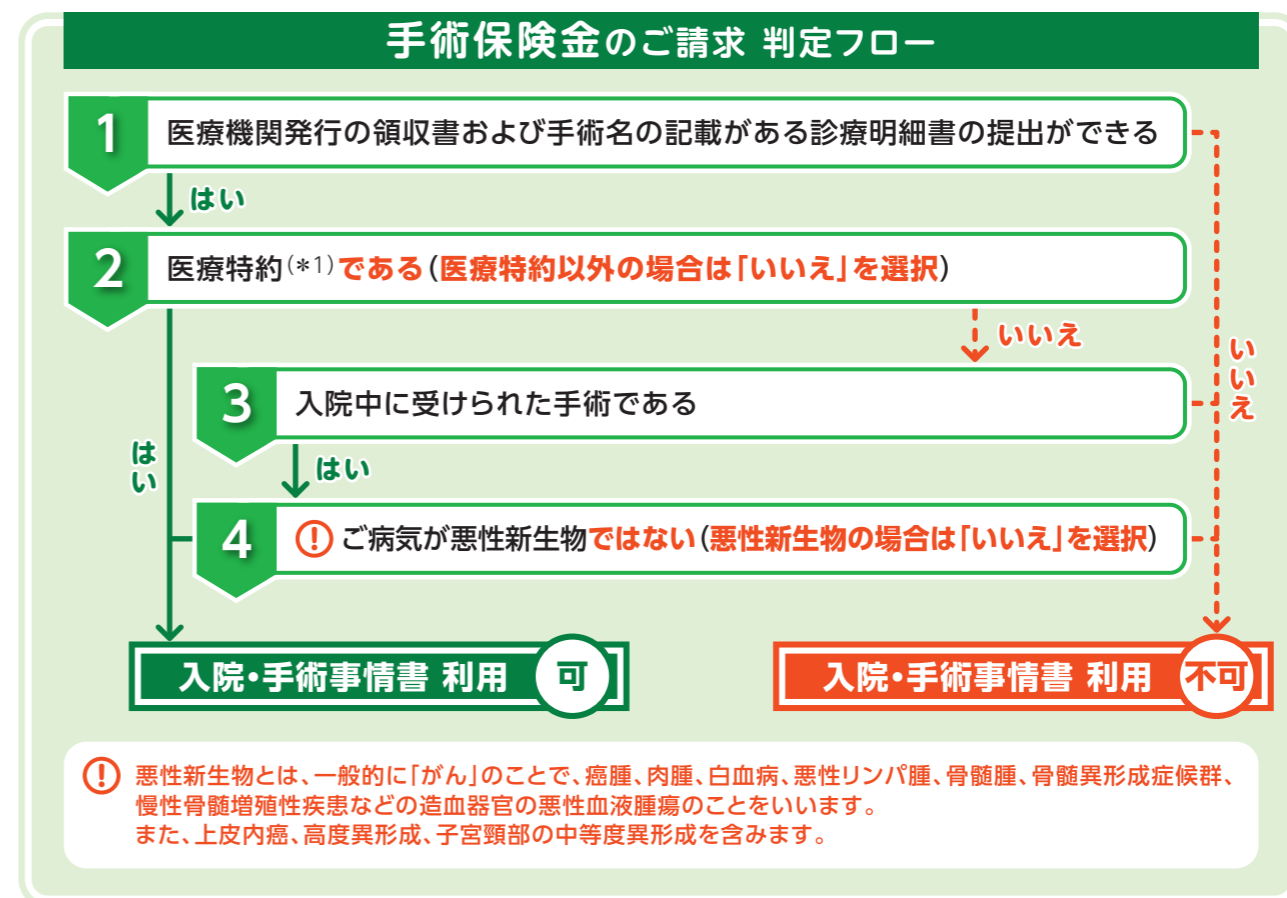
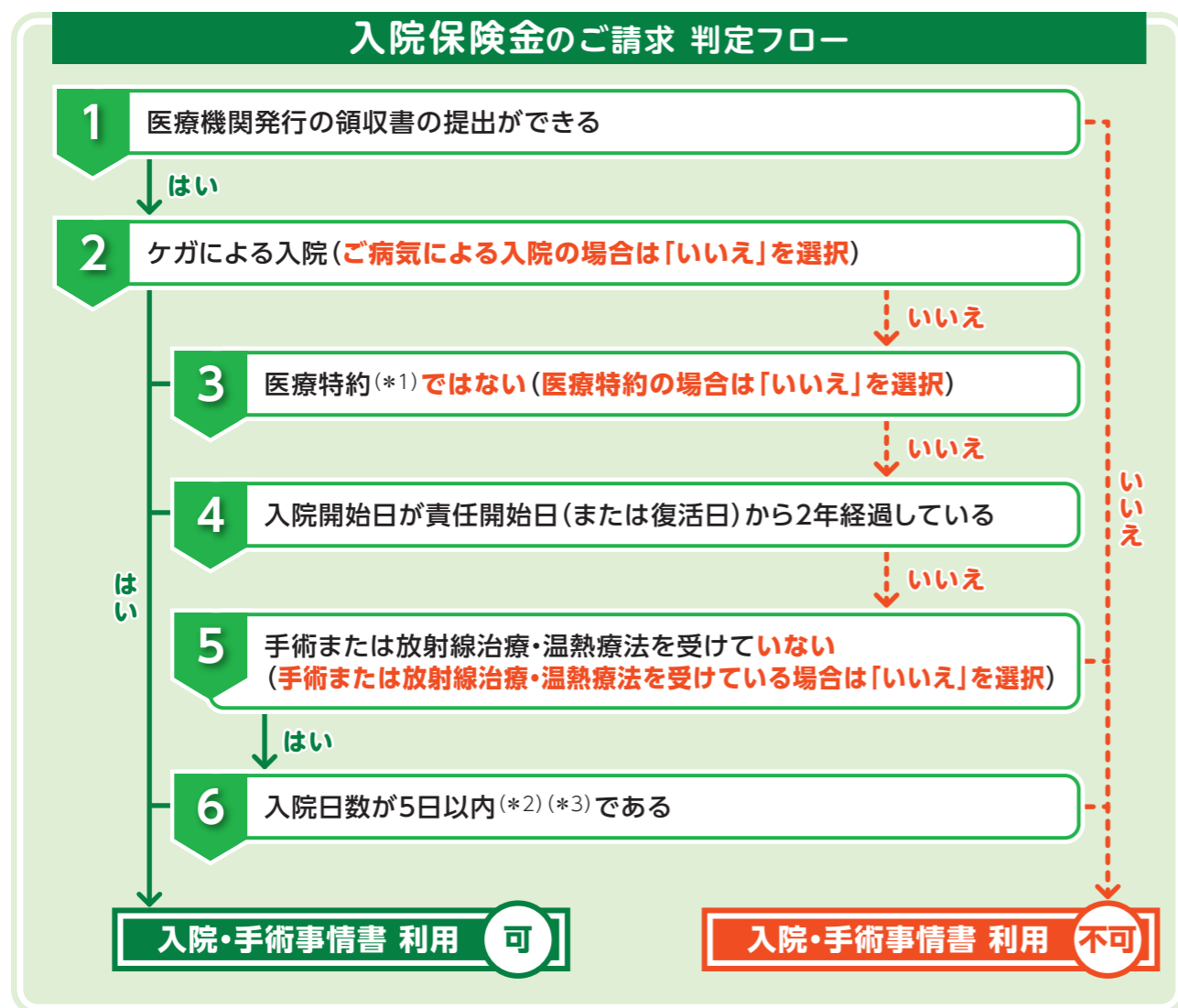
入院・手術事情書による入院保険金等のご請求について (診断書のご提出が不要となる簡易なお取り扱い)

ご請求いただく保険金(入院保険金・手術保険金・放射線治療または温熱療法)ごとに、該当する判定フローをご確認ください。

ご確認いただくすべての判定フローが「**入院・手術事情書 利用 可**」にあてはまる場合は、「**かんぽ生命 所定の入院・手術証明書(診断書)**」の提出に代えて「**入院・手術事情書**」による簡易なお取り扱いが可能です。医療機関発行の領収書のコピーや診療明細書の全ページのコピーが必要となりますので、**原本は大切に保管してください**(入院・手術事情書は、かんぽ生命のWebサイトからダウンロードできます。また、担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店からもお受け取りいただけます。)

※「入院保険金のご請求」以外の判定フローで「**入院・手術事情書 利用 不可**」となった場合でも、入院・手術事情書の「手術または放射線治療・温熱療法を請求しない場合」欄にチェックをしたときは、利用不可となった保険金のご請求をせずに、入院・手術事情書をご利用いただけます。

※複数契約分のご請求をいただく場合、特約種類が異なると判定結果も異なる可能性がありますので、ご請求いただく契約ごとに判定フローをご確認ください。



(*1) 医療特約とは、次のいずれかの特約を指します。
 ● 無配当総合医療特約 ● 無配当傷害医療特約 ● 引受基準緩和型無配当総合医療特約
 (特約名に「R04」と記載されている特約を含みます)
 (*2) 入院日数を確定する必要があるため、退院(転院しての入院・同一病院で転科しての入院も退院に含みます)後に入院日数をご確認ください。
 (*3) 同一医療機関(診療科)への継続した入院については、1回の入院として入院日数を通算してください。
 (*4) 昭和62年8月31日以前の特約は保障の対象外です。

第2章
ご請求時の必要書類

受取人本人にご請求いただく際の**必要書類**は、以下のとおりです。

➤ 受取人本人以外の方にご請求いただく場合には、以下の書類に加えて提出していただく書類があります。
詳しくは **P.39~P.42** をご確認ください。

必要書類	
保険証券	保険証券のご提出ができない場合でも、保険証券記号番号をご申告いただくこと等でご請求いただく方法があります。
受取人の預貯金通帳またはキャッシュカード	
被保険者の生年月日を確認できる書類 保険契約者の生年月日を確認できる書類(*)	書類例 ・各種健康保険被保険者証 ・個人番号カード ・国民年金手帳 ・運転免許証 ・各種共済組合組合員証 等
受取人本人であることを確認できる書類	書類例 ・各種健康保険被保険者証 ・運転免許証 ・個人番号カード 等
医療機関発行の領収書のコピー	
診療明細書の全ページのコピー	・入院保険金のみのご請求をご希望される場合、診療明細書のご提出は不要です。 ・診療明細書に記載されている手術名が「創傷処理」である場合には、手術名を正確に把握するため、手術同意書または入院診療計画書等のコピーを合わせて提出してください。

(*)学資保険(学資保険(はじめのかんぽ)(保険料払込免除なし型)を除く)の場合に必要となります。

領収書や診療明細書のご提出が難しい場合について

領収書や診療明細書のご提出が難しい場合は、次の3つの記載がある、医療機関が発行した別の書類をご提出いただくことで、入院・手術事情書でお手続きいただけます。

- 被保険者さまの氏名
- 医療機関の名称
- 治療内容が分かる情報(*)

(*)ご請求いただく内容によって以下の情報が必要です。

- ・入院保険金のご請求：「入院期間」
- ・手術保険金のご請求：「手術名」
- ・放射線治療・温熱療法にかかる保険金のご請求：「放射線治療・温熱療法の技術名」

なお、「入院診療計画書」、「手術計画書」、「放射線治療計画書」等の治療前に渡される書類は、単独では「治療内容が分かる情報」が確認できる書類としてご利用いただくことができません。

〈例：手術保険金のご請求の場合〉

領収書+手術計画書	○(お手続きいただけます)
手術計画書のみ	✕(入院・手術証明書(診断書)でのご請求となります)

いずれかの判定フローで **入院・手術事情書 利用 不可** となった場合

「入院・手術事情書」のご利用ができませんので、かんぽ生命所定の「入院・手術証明書(診断書)」をご提出ください。なお、「手術保険金のご請求」**3**または「放射線治療または温熱療法(医療特約の場合は放射線治療保険金)のご請求」**3**で「いいえ」を選択した場合はお支払いの対象外となります。

領収書の例

領 収 書	
患者番号	氏 名
診療科目	入院期間(入院の場合) 年 月 日 ~ 年 月 日
受診料	入院料
入院料	手術料
検査料	薬剤料
その他	合計

入院・外来の区分が記載されています。

入院期間等が記載されています。

診療明細書の例

入院 保険			
患者番号	氏 名		
受診科	様 受診日		
区分	項目名	点数	回数
初・再診料	*初診料		
検査	*矯正視力検査 *精密眼圧測定(両)		
入院料	*一般病棟入院10対1入院基本料 一般病棟入院期間加算(14日以内)		
手術	*後発白内障手術		

- 「区分」欄(「部」欄の場合もあります)に「手術」の記載がある場合は、「項目名」欄に手術名の記載があります。
- 「区分」欄に「手術」の記載がないものの、「入院料」の「項目名」欄に「短期滞在手術等基本料」(「短手」の場合もあります)と記載されている場合は、その内容に手術名の記載があります。





受取人本人がご請求できない場合は、P.31～P.38 の書類に加えて、さらに別の書類や受取人本人以外の方の印鑑等をご用意いただく必要があります。

あてはまるケースがない場合またはあてはまるのかご不明な場合は、担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンター、ご高齢のお客さま専用コールセンターまでお問い合わせください。

▼ 例えば、こんな場合…



平日は仕事があるので、郵便局にはなかなか行けないな…！
代わりに家族に請求しに行ってもらいたいけど…

委任代理人によるご請求

A 委任代理人によるご請求が可能です。

受取人本人がご請求できない場合は、受取人本人以外の方に委任することで委任代理人がご請求できます。



必要なもの

- 受取人本人が作成した委任状（委任状は、かんぽ生命のWebサイトからダウンロードできます。）
また、お近くの郵便局の窓口にも備え付けています。
- 受取人本人であることを確認できる書類(*)
- 委任代理人本人であることを確認できる書類(*)

(*)本人であることを確認できる書類は、次のいずれかです。

- 書類例
- ・各種健康保険被保険者証
 - ・運転免許証
 - ・個人番号カード 等

親権者によるご請求



受取人本人である子供がまだ小さくて…！
代わりに請求したいのだけど…

A 親権者によるご請求が可能です。

受取人本人が未成年者のためご請求できない場合は、親権者がご請求できます。



必要なもの

- 親権者と未成年者との続柄を確認できる書類（続柄の記載されている住民票、各種健康保険被保険者証等）
- 親権者の印鑑

※親権者からの同意をいただくことで未成年者である受取人本人からのご請求も可能です。
※未成年者であっても婚姻している場合または就労している場合は、未成年者である受取人本人からのご請求が可能です。



受取人本人が認知症になってしまい意思表示できないのだけど…(指定代理請求人を指定していない)

成年後見人によるご請求

A 指定代理請求人制度を使用していない場合
成年後見制度をご利用ください。

受取人本人が、認知症等で判断能力が不十分な状態であり、保険金等をご請求できない事情がある場合、かんぽ生命では「成年後見制度」のご利用をご案内しています。なお、成年後見制度のご利用が困難な場合は、一定の条件のもと親族等が請求できるかんぽ生命独自の制度がありますので、担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンター、ご高齢のお客さま専用コールセンターまでお問い合わせください。



➤ 指定代理請求人については、P.41 をご確認ください。



指定代理請求人によるご請求

受取人本人が認知症で意思表示できなくなったら、
どうやって請求すればいいの？

A 指定代理請求人によるご請求が可能です。

指定代理請求制度をご利用いただくことで
受取人本人以外の方がご請求できます。



指定代理請求制度とは

受取人本人に保険金等をご請求できない「当社所定の事情^(※1)」がある場合、保険契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が保険金等をご請求できる制度です。

当社所定の事情 ・病気や事故で、こん睡状態にあり、保険金等をご請求できない場合
・がんの病名の告知を医師から受けておらず、それを家族のみが知っている場合

〈対象となる保険金等〉

保険契約者が指定代理請求人を指定した日が 平成30年4月1日以前	保険契約者が指定代理請求人を指定した日が 平成30年4月2日以降
保険料の払込免除等 (被保険者と契約者が同一の場合に限る ^(※2)) 身体障がいまたは重度障がいによる保険料の払込免除、重度障がいによる保険金のお支払いにかかる重度障がい通知	保険料の払込免除等 身体障がいまたは重度障がいによる保険料の払込免除、重度障がいによる保険金のお支払いにかかる重度障がい通知
被保険者^(※3)が受け取ることとなる保険金等 入院保険金、手術保険金、放射線治療保険金、傷害保険金等	

〈指定代理請求人の指定・変更〉

保険契約者は「被保険者の同意」を得て、次の範囲内^(※4)で1名の方を指定代理請求人として指定または変更することができます^(※5)。

- ・被保険者^(※3)の戸籍上の配偶者
 - ・被保険者^(※3)の直系血族(祖父母、父母、子等)
 - ・被保険者^(※3)の3親等内の親族(兄弟姉妹、配偶者の父母、おじ、おば、おい、めい等)
 - ・被保険者^(※3)のために保険金等の請求等をすべき相当な関係があると当社(簡易生命保険契約においては、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構)が認めた者(被保険者^(※3)と内縁関係にある者)
- 指定代理請求人の指定・変更は「マイページ」でもお手続きが可能です。

【マイページ】

パソコンから

スマートフォンから

かんぽ生命 マイページとは

検索

ご利用にあたってはこちら



必要なもの



指定代理請求人と被保険者^(※3)との続柄を確認できる書類^(※6) (戸籍抄(謄)本、住民票、各種健康保険被保険者証等)



受取人本人に保険金等をご請求できない当社所定の事情があることを確認できるかんぽ生命所定の入院・手術証明書(診断書)等

(※1)当社が認めた場合に限り。 (※2)学資保険(はじめのかんぽ)(保険料払込免除あり型)を除きます。

(※3)学資保険(はじめのかんぽ)の場合、保険契約者となります。

(※4)保険契約者が指定代理請求人を指定した日が平成30年4月1日以前の場合は、範囲が異なる部分があります。

(※5)夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険等の場合、主たる被保険者の指定代理請求人は配偶者である被保険者、配偶者である被保険者の指定代理請求人は主たる被保険者となります。

(※6)被保険者^(※3)のために保険金等の請求等をすべき相当な関係があると当社(簡易生命保険契約においては、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構)が認めた者(被保険者^(※3)と内縁関係にある者)の場合は、内縁関係にある旨の記載(記載例:「妻(未届)」)がある住民票が必要になります。



法定相続人によるご請求

受取人本人である被保険者はもう亡くなってしまっているけど、誰が請求すればいいの？

A 被保険者の法定相続人によるご請求が必要です。

被保険者が入院保険金等を受け取る前に亡くなった場合、
被保険者の法定相続人が入院保険金等をご請求できます。
法定相続人が複数の場合には、法定相続人全員の協議で
選定した1名の代表者にご請求いただきます。



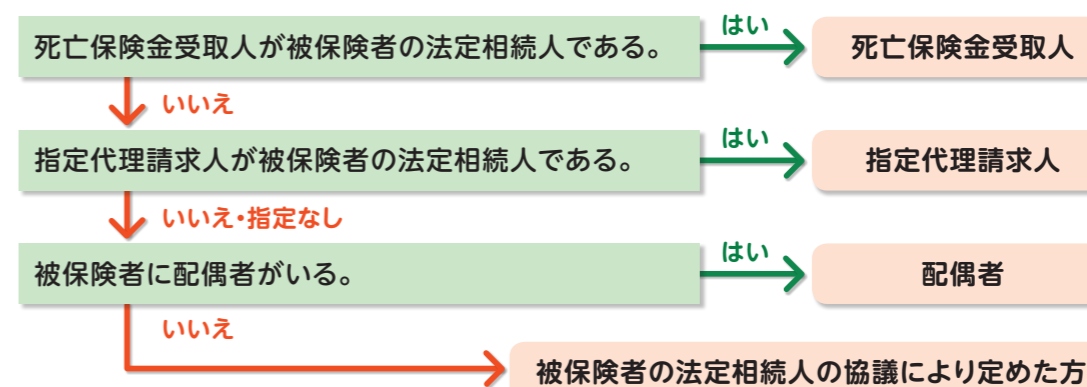
〈対象となる保険金等〉

- ・入院保険金
- ・手術保険金
- ・放射線治療保険金
- ・長期入院一時保険金
- ・通院療養給付金
- ・先進医療保険金
- ・傷害保険金

〈契約日が平成22年4月1日以降の保険契約の場合「代表者請求制度」をご利用いただけます。〉

被保険者が入院保険金等を受け取る前に亡くなった場合に、以下の代表者請求制度を利用してご請求できる方が、他の法定相続人を代理する代表者として、入院保険金等をご請求できます。

■ 代表者請求制度を利用してご請求できる方



必要なもの



被保険者の法定相続人が確認できる戸籍抄(謄)本等



法定相続人が複数の場合

法定相続人全員が請求人を代表者とするに同意する旨の記名押印をした書類

❗ 1回のご請求でお支払いする保険金等の金額が1,000万円以下である場合は、「法定相続人全員が請求人を代表者とするに同意する旨の記名押印をした書類」の提出に代えて、「法定相続人全員の協議により請求人が代表者となった旨を記載した「誓約書」の提出によりご請求いただくことが可能です。詳しくは、担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンター、ご高齢のお客さま専用コールセンターまでお問い合わせください。

保険金等をもれなくご請求いただくため、今回ご請求いただく保険金ごとに以下の確認内容に該当していないか、今一度ご確認ください。

該当する場合または該当するかご不明な場合は、担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンター、ご高齢のお客さま専用コールセンターまでお問い合わせください。

〈もれのないご請求のためのチェックシート〉

確認内容	お支払いできる可能性のある保険金等	確認ページ
1 死亡保険金	<input checked="" type="checkbox"/> 特約は付加されていませんか?	入院保険金等 P.44
		特約返戻金(還付金) P.45
	<input checked="" type="checkbox"/> 他に、被保険者が同じ年金保険契約はありませんか?	未払年金・死亡返戻金(還付金) P.46
		未払年金・継続年金等 P.46
<input checked="" type="checkbox"/> 亡くなった被保険者が保険契約者となっている学資保険等はありませんか?	保険料の払込免除 P.46	
<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者が亡くなる前の状態が身体障がい状態に当たりませんか?	保険料の払込免除 P.47	
2 入院保険金	<input checked="" type="checkbox"/> 他に、ご自身が被保険者となっている保険契約はありませんか?	入院保険金等 P.48
	<input checked="" type="checkbox"/> 入院保険金の支払限度日数(120日)を超えたためご請求していない手術はありませんか?	手術保険金 P.49
	<input checked="" type="checkbox"/> 不慮の事故から3年経過後に入院されたときも、入院保険金が支払われる場合があることをご存じですか?	入院保険金 P.50
	<input checked="" type="checkbox"/> 病院や診療所に入院していない場合も、入院保険金が支払われる場合があることをご存じですか?	入院保険金 P.50
	<input checked="" type="checkbox"/> 複数回入院していて、ご請求していない入院や手術はありませんか?	入院保険金等 P.51
	<input checked="" type="checkbox"/> 放射線治療について、手術保険金のお支払いの対象であることをご存じですか?	手術保険金 P.52
	<input checked="" type="checkbox"/> 重度障がい状態、身体障がい状態または特定要介護状態に当たりませんか?	重度障がいによる保険金・傷害保険金 P.53
		介護保険金・介護割増年金・特約介護保険金 P.53
	<input checked="" type="checkbox"/> 60日以上継続して入院をしていませんか?	通院療養給付金 P.54

1 | 死亡保険金ご請求時のご確認事項

死亡保険金のご請求の際にご確認ください。



☑ 特約は付加されていませんか?

入院保険金等

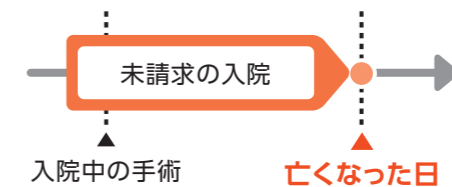
被保険者が亡くなる前に入院している場合や手術を受けている場合

入院保険金や手術保険金等をお受け取りいただける可能性があります。
 ※入院保険金等の受取人は、被保険者の法定相続人(複数の場合には代表者)となります。
 なお、学資保険(はじめのかんぽ)に付加された特約の受取人は保険契約者となります。

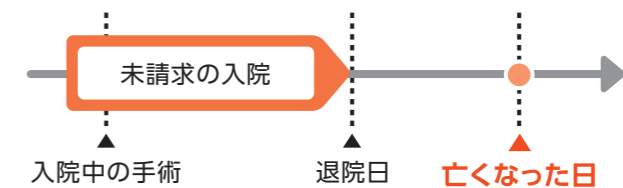
≫「法定相続人によるご請求」については、P.42をご確認ください。

未請求の入院保険金・手術保険金をお支払いできる代表的な例

被保険者が
入院中に亡くなった場合



被保険者が
退院後に亡くなった場合



特約返戻金(還付金)

ご加入いただいている特約種類によっては、特約返戻金(還付金)をお受け取りいただける可能性があります。

対象となる特約の種類	受取人
無配当総合医療特約 ^(※1) ／ 無配当傷害医療特約 ^(※2) ／無配当災害特約 ^(※3)	死亡保険金受取人 ^(※4)
災害特約／疾病傷害入院特約／ 第1種疾病傷害特約 等	保険契約者

- (※1) 無配当総合医療特約(無解約返戻金型)、無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)、引受基準緩和型無配当総合医療特約(無解約返戻金型)および引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)(無解約返戻金型)の場合、被保険者の死亡による特約返戻金はありません。
- (※2) 無配当傷害医療特約(無解約返戻金型)および無配当傷害医療特約(R04)(無解約返戻金型)の場合、被保険者の死亡による特約返戻金はありません。
- (※3) 無配当災害特約(無解約返戻金型)の場合、特約死亡保険金が支払われるとき、または特約死亡保険金の免責事由に該当するときに限ります。
- (※4) 死亡保険金とあわせて特約返戻金をお支払いするため、改めてご請求いただく必要はありません。なお、保険契約者から特約返戻金を受け取る旨の意思表示があった場合は、保険契約者にお支払いします。

ご請求時の 必要書類

- 受取人本人であることを確認できる書類^(※5)
 - 受取人の預貯金通帳またはキャッシュカード
 - 受取人の法定相続人にご請求いただく場合、受取人の法定相続人であることを確認できる戸籍抄(謄)本等
- (法定相続人が複数の場合)
- 法定相続人全員の協議で選定された代表者であることを確認するための書類として、法定相続人全員が請求人を代表者とすることに同意する旨の記名押印をした書類

❗ 1回のご請求でお支払いする保険金等の金額が1,000万円以下である場合は、「法定相続人全員が請求人を代表者とすることに同意する旨の記名押印をした書類」の提出に代えて、法定相続人全員の協議により請求人が代表者となった旨を記載した「誓約書」の提出によりご請求いただくことが可能です。

なお、契約日が平成22年4月1日以降の災害特約の場合は「代表者請求制度」をご利用いただけます。

➡ 「代表者請求制度」については、P.42をご確認ください。

(※5) 受取人本人であることを確認できる書類は、次のいずれかです。

- 書類例
- ・各種健康保険被保険者証
 - ・運転免許証
 - ・個人番号カード 等

Check!

他に、被保険者が同じ年金保険契約はありませんか?

未払年金・死亡返戻金(還付金)

定期年金保険等に加入の場合

未払年金、死亡返戻金(還付金)等をお受け取りいただける可能性があります。

対象となる基本契約例 ■ 即時定期年金保険 ■ 据置定期年金保険 ■ 長寿支援保険 等

未払年金・継続年金等

終身年金保険等に加入の場合

未払年金、継続年金等をお受け取りいただける可能性があります。

対象となる基本契約例 ■ 即時終身年金保険 ■ 据置終身年金保険 等

Check!

亡くなった被保険者が保険契約者となっている学資保険等はありませんか?

保険料の払込免除

学資保険等に加入の場合

保険契約者が亡くなっている保険契約について、保険料の払込免除をご請求いただける可能性があります。

保険料の払込免除をご請求いただける例



対象となる基本契約例 ■ 学資保険 ■ 育英年金付学資保険 等

※「学資保険(はじめのかんぼ)(保険料払込免除なし型)」は対象ではありません。

Check!

✓ 被保険者が亡くなる前の状態が
身体障がい状態に当たりませんか?

保険料の払込免除

被保険者が亡くなる前に所定の身体障がい状態に該当していた場合^(*)

死亡保険金のお受け取り後でも所定の身体障がい状態に該当した日以降の保険料の払込みが免除となり、払い込まれた保険料が戻ってくる場合があります。

(*) 保険料払込期間中に限ります。

➤ 所定の身体障がい状態については、「障がい状態のご確認について」P.29～P.30をご確認ください。

対象となる基本契約例

■ 普通養老保険 ■ 普通終身保険 等

2 | 入院保険金ご請求時のご確認事項

入院保険金のご請求の際にご確認ください。

Check!

✓ 他に、ご自身が被保険者となっている
保険契約はありませんか?

入院保険金等

- ・被保険者となっているすべての保険契約(入院保険金が保障されている特約)が保障の対象となり、入院保険金をお受け取りいただける可能性があります(すでに消滅している保険契約でも、消滅する前に入院していた場合はお受け取りいただける可能性があります)。
- ・死亡保障のある保険契約について入院保険金をご請求いただく場合、入院特約が付加されている年金保険契約についてご請求されていない場合があります。
- ・勤務先(会社)において、従業員の福利厚生の一環として、勤務先(会社)が保険契約者となり、従業員全員が被保険者となる保険契約に加入されていないかご確認ください。

未請求の入院保険金・手術保険金をお支払いできる代表的な例

終身保険 死亡保障有 入院特約

請求済み
死亡保険金・入院保険金等

年金保険 死亡保障無 入院特約

未請求
入院保険金等

対象となる特約例

■ 無配当総合医療特約 ■ 無配当疾病傷害入院特約 等

Check!

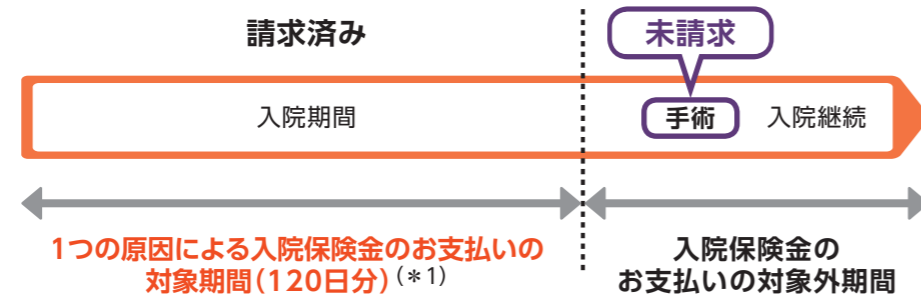
✓ 入院保険金の支払限度日数(120日)^(※1)を超えたためご請求していない手術はありませんか?

手術保険金

契約日(効力発生日)が平成5年4月1日以降の特約の場合

1つの原因による入院保険金のお支払いは120日分^(※1)までとなりますが、その後も引き続き入院し、その間に手術を受けた場合には、手術保険金をお受け取りいただける可能性があります^(※2)。

未請求の手術保険金をお支払いできる代表的な例



対象となる特約例 ■ 無配当疾病傷害入院特約 ■ 疾病傷害入院特約 等

(※1)引受基準緩和型無配当総合医療特約においては、60日分までとなります。

(※2)無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約においては、入院中・外来の別にかかわらず、手術保険金をお受け取りいただける可能性があります。

Check!

✓ 不慮の事故から3年経過後に入院されたときも、入院保険金が支払われる場合があることをご存じですか?

入院保険金

不慮の事故から3年経過後に入院されたときは、ケガによる入院保険金としてのお支払いの対象にはなりません。平成29年10月1日以前に販売された、病気による入院を保障する特約が付加されている場合、お体の状態等によっては病気による入院としてお支払いの対象になる可能性があります。

対象となる特約例 ■ 無配当疾病傷害入院特約 ■ 疾病傷害入院特約 等

Check!

✓ 病院や診療所に入院していない場合も、入院保険金が支払われる場合があることをご存じですか?

入院保険金

当社の特約によりお支払いする入院保険金は、病院または診療所に収容された場合を支払要件としていますが、以下のような場合、入院保険金をお支払いできる可能性があります。

- ・船舶に乗船中に病気やケガをし、船舶内の医務室で医師の管理下で入院に相当する継続的な治療を受けた場合(一時的な処置を除く)。
- ・本来、入院治療を受けるべき病状のところ、病院や診療所以外で治療を受けた場合。ただし、災害時の非常取扱いに該当すること、医療機関の突発的な事象を原因とすること等、一定の条件に該当する必要があります。
- ・介護医療院に収容された場合。

対象となる特約例 ■ 無配当総合医療特約 ■ 無配当疾病傷害入院特約 等

Check!

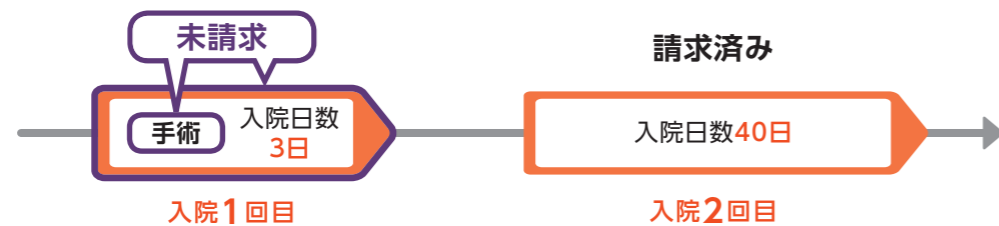
✓ 複数回入院していて、ご請求していない入院や手術はありませんか？

入院保険金等

所定の日数(5日または20日)以上の入院が支払対象となる入院特約の場合

1回目の入院日数が所定の日数に満たない場合でも、2回目の入院日数と合算することにより1回目の入院や手術について、入院保険金や手術保険金をお受け取りいただける可能性があります。

1回目の入院保険金・手術保険金をお支払いできる代表的な例

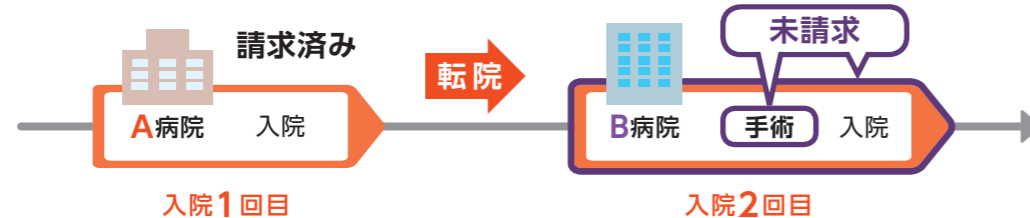


対象となる特約例 ■ 疾病傷害入院特約 ■ 傷害入院特約 等

入院中や転院時に入院保険金をご請求した場合

その後の入院や手術について、入院保険金や手術保険金をお受け取りいただける可能性があります。

転院後の入院保険金・手術保険金をお支払いできる代表的な例



対象となる特約例 ■ 無配当総合医療特約 ■ 無配当疾病傷害入院特約 等

Check!

✓ 放射線治療について、手術保険金のお支払いの対象であることをご存じですか？

手術保険金

放射線治療は手術ではありませんが、手術に代わる治療として、手術保険金のお支払いの対象となる可能性があります。

手術保険金(放射線治療)をお支払いできる代表的な例



放射線治療期間の一部でも入院期間中に受けていれば手術保険金のお支払いの対象となります(外来治療のみの場合はお支払いの対象外です。)

このとき、受けた放射線治療が、次の場合もお支払いの対象となる場合があります。

- ・放射線治療の合計が50Gy(グレイ)未滿や、Gy(グレイ)で表さない単位(Bq(ベクレル)、mCi(ミリキュリー))の場合
- ・その他、2022年度現在、診療報酬制度で放射線治療料が算定される治療の場合(放射線治療管理料、血液照射、特定保健医療材料は除く。)

※電磁波温熱療法は、入院中に受けている場合、悪性新生物温熱療法として手術保険金支払対象です。

対象となる特約例 ■ 無配当疾病傷害入院特約 ■ 疾病傷害入院特約 等

Check!

✓ 重度障がい状態、身体障がい状態
または特定要介護状態に当たりませんか?

重度障がいによる保険金・傷害保険金

所定の重度障がい状態になり、回復の見込みがない場合

重度障がいによる保険金をお受け取りいただける可能性があります。

不慮の事故でのケガにより所定の身体障がい状態になり、回復の見込みがない場合

傷害保険金をお受け取りいただける可能性があります。

障がいの状態が固定しておらず回復の見込みがある場合

障がいの状態が固定しておらず、回復の見込みがある場合であっても、その障がいの状態の回復の見込みが限定的であり、その障がいの状態が固定して回復の見込みがなくなったものとみなせるときにはお支払いの対象となる可能性があります。

不慮の事故から180日経過後に障がいの状態が固定し、回復の見込みがなくなった場合

不慮の事故から180日経過後に障がいの状態が固定し、回復の見込みがなくなった場合であっても、不慮の事故によるケガを直接の原因として障がいの状態となったことが明らかである場合はお支払いの対象になる可能性があります。

≫ 所定の重度障がい状態・身体障がい状態については、「障がい状態のご確認について」P.29～P.30
をご確認ください。

対象となる **基本契約・特約例**

- 普通終身保険 (引受基準緩和型普通終身保険を除く)
- 災害特約 等

介護保険金・介護割増年金・特約介護保険金

特定要介護状態になり、その状態が継続している場合

介護保険金、介護割増年金または特約介護保険金をお受け取りいただける可能性があります。

≫ 特定要介護状態については、「特定要介護状態のご確認について」P.30
をご確認ください。

対象となる **基本契約・特約例**

- 介護保険金付終身保険
- 介護特約 等

Check!

✓ 60日以上継続して入院をしていませんか?

通院療養給付金

病気やケガが原因で60日以上継続して入院し、退院後に通院または療養を要する場合

通院療養給付金をお受け取りいただける可能性があります。

対象となる **特約例**

- 疾病傷害入院特約
- 健康祝金付疾病傷害入院特約 等





ここでは、代表的な事例を紹介しています。

保険種類・特約種類などにより取り扱いが異なる場合がありますので、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。



〈お支払いできる事例とできない事例の一覧〉

保険金等	事例等	ご案内番号	確認ページ
死亡保険金	事例 ① 告知義務違反があった場合	J01	P.56
	事例 ② 保険契約の消滅後に亡くなった場合	J02	P.57
保険金の倍額支払	事例 ③ 病気を原因とする場合	J03	P.58
	事例 ④ 重大な過失がある場合	J04	P.59
重度障がいによる保険金	事例 ⑤ 重度障がいの回復の見込みがある場合	J05	P.60
入院保険金	事例 ⑥ 保障(責任)開始時前に発病した場合	J10	P.61
	事例 ⑦ 短期間の入院の場合 (契約日(効力発生日)が平成20年7月1日以前の特約)	J11	P.62
	事例 ⑧ 支払日数限度を超過した場合 (無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約以外の特約)	J12	P.63
	事例 ⑨ 支払日数限度を超過した場合 (無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約)	J13	P.64
	事例 ⑩ 複数回入院した場合	J14	P.65
	事例 ⑪ 保険契約の消滅後に入院した場合	J15	P.66
手術保険金	事例 ⑫ 「所定の手術」に該当しない場合	J20	P.67
	事例 ⑬ 入院をともなわない外来での手術の場合	J21	P.68
	事例 ⑭ 1回のお支払いを限度とする手術の場合① (無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約以外の特約)	J22	P.69
	事例 ⑮ 1回のお支払いを限度とする手術の場合② (無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約以外の特約)	J22	P.70
	事例 ⑯ 一連の手術となる手術を受けた場合 (無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約)	J23	P.71
放射線治療保険金	事例 ⑰ 放射線治療を2回以上受けた場合 (無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約)	J24	P.72
傷害保険金	事例 ⑱ 身体障がいの回復の見込みがある場合	J25	P.73
通院療養給付金	事例 ⑲ 退院後に通院または療養を必要としない場合 (疾病傷害入院特約・疾病入院特約・傷害入院特約)	J26	P.74
先進医療保険金	事例 ⑳ 先進医療による療養を受けた場合 (無配当先進医療特約)	J27	P.75

死亡保険金

事例 ① 告知義務違反があった場合

ご案内番号 J01

○ お支払いできます。

保険契約申込前の「慢性C型肝炎」での通院治療について

質問表(告知書)に **正しく告知せず加入**

1年後

「慢性C型肝炎」とは **まったく関係のない「急性心不全」** で亡くなった場合

✕ お支払いできません。

保険契約申込前の「慢性C型肝炎」での通院治療について

質問表(告知書)に **正しく告知せず加入**

1年後

「慢性C型肝炎」を原因とする **「肝硬変」** で亡くなった場合

解説

- 保険契約のお申し込みの際には、健康状態について正確に告知する必要があります。
- 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実とは違うことを告知した場合、保険金等の支払事由の発生が保障(責任)開始の日を含めて2年以内であれば、当社は告知義務違反として保険契約を解除することがあります。この場合、保険金等のお支払いはできません。ただし、保険金等の支払事由が、告知義務違反による保険契約の解除の原因となった事実によらない場合には保険金等をお支払いします。

≫ 詳しくは、📖 「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

ご契約のしおり・約款

「ご契約のしおり・約款」については、かんぽ生命のWebサイト「ご契約のしおり・約款(Web約款)」(<https://www.jp-life.japanpost.jp/products/clause/search.html>)をご確認ください(2007年10月以降の「ご契約のしおり・約款」を掲載しております)。

第4章で紹介している事例以外の事例については、かんぽ生命のWebサイトに掲載している「保険金等をお支払いできる場合とできない場合の事例集」をご参照ください。

<https://www.jp-life.japanpost.jp/customer/procedure/assets/pdf/hokenkinjirei.pdf>

かんぽ生命

第4章
お支払いできる事例
とできない事例

死亡保険金

事例 ② 保険契約の消滅後に亡くなった場合

ご案内番号 J02

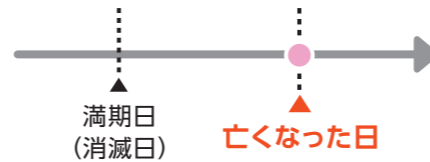
○ お支払いできます。

保険契約の消滅 **前** に
脳梗塞で亡くなった場合



✕ お支払いできません。

保険契約の消滅 **後** に
脳梗塞で亡くなった場合



解説

- 死亡保険金は、被保険者が保険期間中に亡くなった場合にお支払いするものであり、保険契約の消滅後(保険期間外)に亡くなった場合には、お支払いできません。

※無配当災害特約以外の特約における特約死亡保険金は、保険契約の消滅後に亡くなった場合でも、保険期間中の不慮の事故でのケガを原因とし、一定の条件を満たすときは、お支払いすることがあります。

≫ 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険金の倍額支払

事例 ③ 病気を原因とする場合

ご案内番号 J03

○ お支払いできます。

健康体の被保険者が、
パンを喉につかえさせ、
呼吸困難により亡くなった場合

✕ お支払いできません。

「脳卒中」の後遺症のため、
嚥下障がいが生じている
被保険者が、流動食を誤嚥して、
窒息死した場合

解説

- 保険金の倍額支払の対象となる不慮の事故から除外するものを約款に定めており、そのいずれかに該当する場合は、保険金の倍額支払はできません。また、保険金の倍額支払ができない場合(免責事由)を約款に定めており、そのいずれかに該当する場合は、保険金の倍額支払はできません。
- 記載の事例は、かんぽ生命保険契約においては、約款に定める不慮の事故である「その他の不慮の窒息」から除外する「疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の気道閉塞を生じた食物の誤嚥」に、簡易生命保険契約においては、免責事由「疾病を直接の原因とする事故」に、それぞれ該当するため、保険金の倍額支払はできません。

≫ 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険金の倍額支払

事例 ④ 重大な過失がある場合

ご案内番号 J04

○ お支払いできます。

被保険者が
自動車運転中

うっかりわき見運転で
ガードレールに衝突して
亡くなった場合

✕ お支払いできません。

被保険者が
自動車運転中

危険な行為であることを
認識できる状況下で
高速道路を逆走して
対向車に衝突し、亡くなった場合

解説

- 保険金の倍額支払ができない場合(免責事由)を約款に定めており、そのいずれかに該当する場合は、保険金の倍額支払はできません。
- 記載の事例は、免責事由「保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失」に関する事例です。
 >> 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 重大な過失とは、著しい不注意をいいます。重大な過失の判断にあたっては、客観的・一般的な視点から著しい不注意にあたるか否か、個別的な特殊事情があるか等を考慮し、慎重に判断します。

重度障がいによる保険金

事例 ⑤ 重度障がいの回復の見込みがある場合

ご案内番号 J05

○ お支払いできます。

不慮の事故でのケガで、
両眼の損傷により失明した

医師に障がいの状態が固定し、
かつ回復の見込みがないと
診断された場合

✕ お支払いできません。

網膜剥離により、両眼の矯正視力
が0.02以下となった

医師に回復の見込みが
あると診断され、
現在治療中である場合

解説

- 重度障がいによる保険金は、当社所定の重度障がいの状態が固定し回復する見込みがない場合にお支払いするものであり、重度障がいの状態が固定しておらず回復する見込みがある場合にはお支払いできません。
ただし、その重度障がいの状態の回復の見込みが限定的であるときは、その重度障がいの状態は固定して回復の見込みがないものとみなして、お支払いの対象となる可能性があります。
- 当社所定の障がいの状態は独自の基準であり、他の保険会社、自賠責保険、身体障害者福祉法等に定める障がいの状態とは異なります。
 >> 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

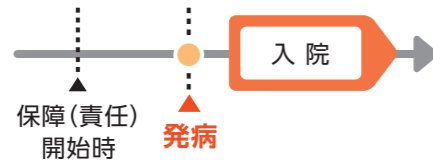
入院保険金

事例 6 保障(責任)開始時前に発病した場合

ご案内番号 J10

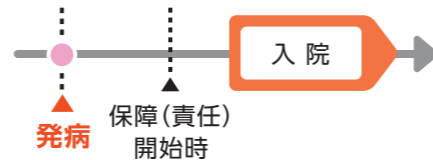
○ お支払いできます。

保障(責任)開始時以後に
発病した「椎間板ヘルニア」により、
入院した場合



✕ お支払いできません。

保障(責任)開始時前から治療を
受けていた「椎間板ヘルニア」で、
保障(責任)開始時以後に
入院した場合



解説

- 保障(責任)開始時前にかかっていた病気または発生した不慮の事故でのケガを原因とする入院については、お支払いできません。
ただし、契約日(効力発生日)が平成5年4月1日以降の特約については、保障(責任)開始の日を含めて2年を経過した後に、保障(責任)開始時前にかかっていた病気を原因とする入院・手術をした場合等、一定の条件を満たす場合は、お支払いすることがあります。
- また、引受基準緩和型無配当総合医療特約については、保障(責任)開始時前にかかっていた病気または発生した不慮の事故でのケガが責任開始後に悪化・再発したとき、一定の条件を満たす場合は、お支払いすることがあります。

≫ 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

入院保険金

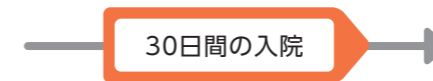
事例 7 短期間の入院の場合
(契約日(効力発生日)が平成20年7月1日以前の特約)

ご案内番号 J11

○ お支払いできます。

入院日数が所定の日数以上の場合

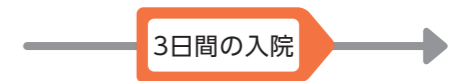
疾病傷害入院特約
(5日以上入院が対象)の例



✕ お支払いできません。

入院日数が所定の日数未満の場合

疾病傷害入院特約
(5日以上入院が対象)の例



解説

- 契約日(効力発生日)が平成20年7月1日以前の特約においては、入院日数が所定の日数に満たない入院については、入院保険金はお支払いできません。ただし、次の場合には、入院保険金をお支払いします。
 - ・ 1つの不慮の事故によって事故の日から3年以内に2回以上入院し、その入院日数の合計が所定の日数以上ある場合
 - ・ 1つの病気によって保険期間中に2回以上入院し、2回目以降の入院の開始日が直前の入院の退院後1年を経過する前であり、かつ、その入院日数の合計が所定の日数以上ある場合
 - ・ 異なる病気で各々入院し、その入院のどちらかまたは両方が所定の日数に満たなかったが、合計すると所定の日数を満たし、直接の因果関係がある場合、入院保険金のお支払いの対象となる可能性があります。
- お支払いの対象となる所定の日数は、基本契約に付加された特約によって異なります。

≫ 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

入院保険金

事例 8 支払日数限度を超過した場合
(無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約以外の特約)

ご案内番号 **J12**

○ お支払いできます。

疾病傷害入院特約・
無配当疾病傷害入院特約において

食道がんにより
130日入院
した後に退院

2ヵ月後

心筋梗塞により
130日入院
した場合



- ・食道がんによる入院について120日分お支払いします。
- ・心筋梗塞による入院についても120日分お支払いします。

**✕ 2回目の入院は
お支払いできません。**

疾病傷害入院特約・
無配当疾病傷害入院特約において

肝硬変により
130日入院
した後に退院

2ヵ月後

肝臓がんにより
130日入院
した場合



- ・肝硬変による入院(1回目の入院)について120日分お支払いします。
- ・肝臓がんによる入院(2回目の入院)については、肝硬変による入院(1回目の入院)と通算しますので、支払日数の限度(120日)を超えることになり、お支払いはできません。
- (*) 直接の因果関係がある2つ以上の病気は、1つの病気とみなします。

解説

- 入院保険金は、1つの病気または1つの不慮の事故を原因とする入院に対して、それぞれ120日分を限度にお支払いします。
- 病気による入院の場合、基本契約に付加された特約により、被保険者が退院日の翌日からその日を含めて180日(契約日(効力発生日)が平成20年7月1日以前の特約においては1年)を経過してから再度同じ病気を原因として入院したときは、新たな病気によるものとみなして入院保険金をお支払いします。
- ケガによる入院の場合、不慮の事故の日から3年以内に開始した入院について、120日分を限度として、入院保険金をお支払いします。
- 入院保険金のお支払内容は、基本契約に付加された特約によって異なります。

≫ 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

入院保険金

事例 9 支払日数限度を超過した場合
(無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約)

ご案内番号 **J13**

○ お支払いできます。

無配当総合医療特約において

食道がんにより
130日入院
した後に退院

1年後

心筋梗塞により
130日入院
した場合



- ・食道がんによる入院について120日^(*)分お支払いします。
- ・心筋梗塞による入院についても120日^(*)分お支払いします。
- (*) 引受基準緩和型無配当総合医療特約は60日

**✕ 2回目の入院は
お支払いできません。**

無配当総合医療特約において

食道がんにより
130日入院
した後に退院

40日後

心筋梗塞により
130日入院
した場合



- ・食道がんによる入院(1回目の入院)について120日^(*)分お支払いします。
- ・心筋梗塞による入院(2回目の入院)については、食道がんによる入院(1回目の入院)と通算しますので、支払日数の限度(120日^(*))を超えることになり、お支払いはできません。
- (*) 引受基準緩和型無配当総合医療特約は60日

解説

- 入院保険金は、1回の病気による入院^(*1)または1回のケガによる入院^(*2)に対して、それぞれ120日(引受基準緩和型無配当総合医療特約は60日)分を限度にお支払いします。
(*1) 病気による入院を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。
(*2) ケガによる入院を2回以上した場合には、原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。
- 病気による入院の場合、病気による入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日(無配当総合医療特約(R04)および引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)は60日)を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院保険金をお支払いします。
- ケガによる入院の場合、ケガによる入院保険金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日(無配当総合医療特約(R04)、無配当傷害医療特約(R04)および引受基準緩和型無配当総合医療特約(R04)は60日)を経過した後に開始した入院については、新たな入院とみなして入院保険金をお支払いします。

≫ 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

入院保険金

事例 10 複数回入院した場合

ご案内番号 J14

○ お支払いできます。

過去に入院保険金のお支払いなし

1/1～1/30と4/1～4/30の入院期間が記載された診断書にてご請求された場合

過去のご請求 今回のご請求

なし 1/1～1/30の入院
4/1～4/30の入院

過去にお支払いしていないため、1/1～1/30と4/1～4/30の入院期間についてお支払いします。

✕ お支払いできません。

1/1～1/30の入院期間は

過去に1/1～1/30の入院期間について入院保険金のお支払いあり

1/1～1/30と4/1～4/30の入院期間が記載された診断書にてご請求された場合

過去のご請求 今回のご請求

1/1～1/30の入院 (支払済み) 1/1～1/30の入院
4/1～4/30の入院

- 過去にお支払いしている1/1～1/30の入院期間について、今回のご請求ではお支払いできません。
- 過去にお支払いしていない4/1～4/30の入院期間についてはお支払いします。

入院保険金

事例 11 保険契約の消滅後に入院した場合

ご案内番号 J15

○ お支払いできます。

保険契約の消滅前(前)に脳梗塞で入院した場合

1/1～1/31の入院

満期日(消滅日) 3/1

✕ お支払いできません。

保険契約の消滅後(後)に脳梗塞で入院した場合

満期日(消滅日) 3/1

4/1～4/30の入院

解説

● 病気による入院保険金は、被保険者が保険期間中に入院したときにお支払いするものであり、保険契約の消滅後(保険期間外)に入院した場合には、お支払いできません。

※1 ケガによる入院保険金は、保険契約の消滅後に入院した場合でも、保険期間中の不慮の事故でのケガを原因とし、一定の条件を満たすときは、基本契約に付加された特約によっては、お支払いすることがあります。

※2 傷害保険金は、保険契約の消滅後に所定の身体障がいの状態に該当した場合でも、保険期間中の不慮の事故でのケガを原因とし、一定の条件を満たすときは、お支払いすることがあります。

≫ 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

手術保険金

事例 12 「所定の手術」に該当しない場合

ご案内番号 J20

所定の手術に該当するため

○ お支払いできます。

無配当総合医療特約・
無配当疾病傷害入院特約において

スポーツ中のアキレス腱切断による入院中に「アキレス腱縫合術」を受けた場合

所定の手術に該当しないため

✕ お支払いできません。

第1種疾病傷害特約^(*)において
(*)効力発生日が昭和62年8月31日以前のもの

スポーツ中のアキレス腱切断による入院中に「アキレス腱縫合術」を受けた場合

解説

●約款に定める手術に該当しない手術については、手術保険金をお支払いできません。

※1 無配当総合医療特約および無配当傷害医療特約においては、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する施術（診断および検査を直接の目的とした施術ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による施術を除きます）を対象として、手術保険金をお支払いします（当社所定の要件を満たす「手術」に該当する場合に限ります）。ただし、以下の手術については除外されます。

- ・創傷処理
- ・鼻内異物摘出術
- ・デブリードマン
- ・内視鏡下鼻腔手術（鼻腔内手術）
- ・皮膚切開術
- ・抜歯手術
- ・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- ・外耳道異物除去術

※2 無配当疾病傷害入院特約および無配当傷害入院特約においては、公的医療保険制度によって保険給付の対象となる診療報酬点数表により手術料が算定される手術についても手術保険金をお支払いします（当社所定の要件を満たす「手術」に該当する場合に限ります）。

※3 「診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

●基本契約に付加された特約によって、同じ手術でも手術保険金をお支払いできる場合とお支払いできない場合があります。

≫詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

手術保険金

事例 13 入院をとまなわない外来での手術の場合

ご案内番号 J21

○ お支払いできます。

無配当総合医療特約・
無配当傷害医療特約において

入院をとまなわない
外来での手術を
受けた場合

✕ お支払いできません。

疾病傷害入院特約・
無配当疾病傷害入院特約において

入院をとまなわない
外来での手術を
受けた場合

解説

●基本契約に付加された特約によって、外来で受けた手術について、手術保険金をお支払いできる場合とお支払いできない場合があります。

●救急搬送や時間外診療により夜間に受診し、その日に手術を行い、日付をまたいでそのまま入院したときに、医療機関では受診日当日を外来扱いとする場合があります。このとき、夜間に受けた手術は入院中に受けた手術として、入院保険金と合わせて手術保険金のお支払いの対象となる可能性があります。

●約款に定める手術に該当しない手術については、手術保険金をお支払いできません。

≫詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

手術保険金

事例 14 1回のお支払いを限度とする手術の場合①
(無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約以外の特約)

ご案内番号 J22

○ お支払いできます。

疾病傷害入院特約・
無配当疾病傷害入院特約において

【1回のお支払いを限度としない手術】

不慮の事故でのケガ(骨折)による
入院中に、

1回目: **大腿骨骨折観血的接合術**
(筋骨の手術)

2回目: **肋骨骨折観血的接合術**
(筋骨の手術)

を受けた場合

筋骨の手術であり、それぞれの手術に対する
手術保険金をお支払いします。

(同時期(同一の日)に受けた手術は高い倍率
の手術1回のみお支払いします)

✕ 2回目の手術は
お支払いできません。

疾病傷害入院特約・
無配当疾病傷害入院特約において

【1回のお支払いを限度とする手術】

動脈硬化症で入院中に、

1回目: **経皮的冠動脈形成術**
(血管カテーテルによる手術)

2回目: **四肢の血管拡張術・
血栓除去術**
(血管カテーテルによる手術)

を受けた場合

解説

● 以下の種類の手術は、1つの病気または1つの不慮の事故を原因とする入院につき、
1回目のみお支払いします。

- ・レーザー・冷凍凝固による眼球の手術
- ・悪性新生物温熱療法
- ・新生物根治放射線照射
- ・内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・
腹部臓器・四肢の手術
※ ただし、胸腔鏡、腹腔鏡、関節鏡など一部の内視鏡による手術については、1回のお支払いを限度
としない場合があります。
- ・衝撃波による体内結石破碎術

❗ 効力発生日が昭和62年8月31日以前の傷害特約の場合、手術保険金はお支払いできません。

≫ 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

手術保険金

事例 15 1回のお支払いを限度とする手術の場合②
(無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約以外の特約)

ご案内番号 J22

○ お支払いできます。

疾病傷害入院特約・
無配当疾病傷害入院特約において

【1回のお支払いを限度とする手術と
1回のお支払いを限度としない手術】

胆石症で入院中に、

1回目: **内視鏡的胆道結石除去術**
(内視鏡による手術)

2回目: **腹腔鏡下胆嚢摘出術**
(消化器・腹部の手術^(*))

を受けた場合

1回目の手術は1回のお支払いを限度とする
手術ですが、2回目の手術は1回のお支払い
を限度としない手術のため、それぞれの手術
に対する手術保険金をお支払いします。

(同時期(同一の日)に受けた手術は高い倍率
の手術1回のみお支払いします)

(*)本手術は、1回のお支払いを限度とする
「内視鏡による手術」には該当しません。

✕ 2回目の手術は
お支払いできません。

疾病傷害入院特約・
無配当疾病傷害入院特約において

【1回のお支払いを限度とする手術】

肝硬変で入院中に、

1回目: **食道・胃静脈瘤硬化療法**
(内視鏡による手術)

2回目: **食道・胃静脈瘤硬化療法**
(内視鏡による手術)

を受けた場合

解説

● 以下の種類の手術は、1つの病気または1つの不慮の事故を原因とする入院につき、
1回目のみお支払いします。

- ・レーザー・冷凍凝固による眼球の手術
- ・悪性新生物温熱療法
- ・新生物根治放射線照射
- ・内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・
腹部臓器・四肢の手術
※ ただし、胸腔鏡、腹腔鏡、関節鏡など一部の内視鏡による手術については、1回のお支払いを限度
としない場合があります。
- ・衝撃波による体内結石破碎術

❗ 効力発生日が昭和62年8月31日以前の傷害特約の場合、手術保険金はお支払いできません。

≫ 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

手術保険金

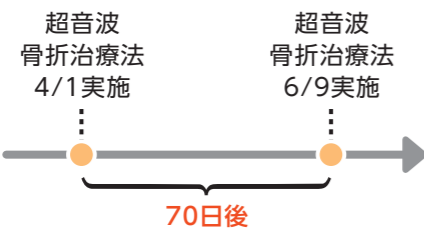
事例 16 一連の手術となる手術を受けた場合
(無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約)

ご案内番号 **J23**

○ お支払いできます。

無配当総合医療特約において

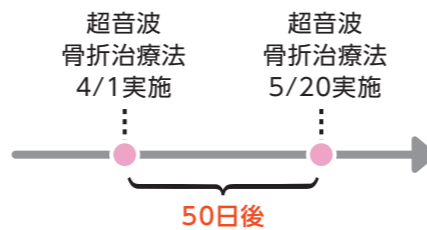
超音波骨折治療法を受けた日からその日を含めて
70日後に再度、
同じ手術を受けた場合



✕ 2回目の手術は お支払いできません。

無配当総合医療特約において

超音波骨折治療法を受けた日からその日を含めて
50日後に再度、
同じ手術を受けた場合



解説

- 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術（一連の手術）については、同一手術期間（その手術を最初に受けた日からその日を含めて60日間）内に受けた手術は1回のみお支払いします。
 - 同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、再度お支払いします。
- ≫ 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

放射線治療保険金

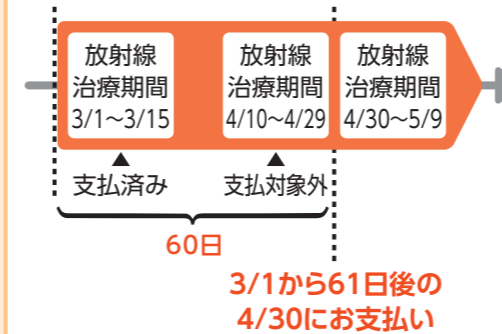
事例 17 放射線治療を2回以上受けた場合
(無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約)

ご案内番号 **J24**

○ お支払いできます。

無配当総合医療特約において

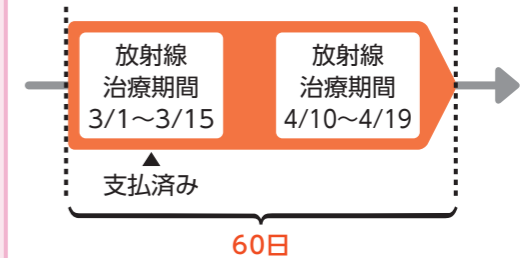
支払済みの放射線治療期間の
開始日からその日を含めて
60日経過後に
放射線治療を受けた場合



✕ お支払いできません。

無配当総合医療特約において

支払済みの放射線治療期間の
開始日からその日を含めて
60日以内に
放射線治療を受けた場合



解説

- 放射線治療を複数回受けた場合、放射線治療保険金をお支払いした放射線治療期間の開始日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、お支払いできません。
- ≫ 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

傷害保険金

事例 18 身体障がいの回復の見込みがある場合

ご案内番号 J25

○ お支払いできます。

交通事故による脊髄損傷により、
両下肢が完全に麻痺した

医師に回復の見込みが
ないと診断された場合

✕ お支払いできません。

交通事故の後遺症で両膝の関節が
まったく曲がらなくなった

医師に回復の見込みが
あると診断された場合

解説

- 傷害保険金は、当社所定の身体障がいの状態が固定し回復する見込みがない場合にお支払いするものであり、障がいの状態が固定しておらず回復する見込みがある場合にはお支払いできません。
ただし、その障がいの状態の回復の見込みが限定的であるときは、その障がいの状態は固定して回復の見込みがないものとみなして、お支払いの対象となる可能性があります。
- 当社所定の障がいの状態は独自の基準であり、他の保険会社、自賠責保険、身体障害者福祉法等に定める障がいの状態とは異なります。

≫ 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

通院療養給付金

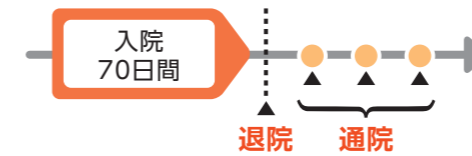
事例 19 退院後に通院または療養を必要としない場合
(疾病傷害入院特約・疾病入院特約・傷害入院特約)

ご案内番号 J26

○ お支払いできます。

疾病傷害入院特約において

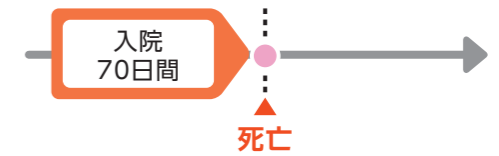
胃がんにより70日入院し、
退院後も引き続き
通院を要した場合



✕ お支払いできません。

疾病傷害入院特約において

胃がんにより70日入院し、
入院中に亡くなった場合



解説

- 通院療養給付金は、被保険者が入院保険金の支払われる入院を60日以上継続し、退院後も引き続き通院または療養が必要なお支払いするものであり、60日以上継続して入院した場合であっても、その後通院または療養を必要としない場合には、お支払いできません。
- 療養とは「医師の治療を受ける」または「医師の指示に基づき静養する」ことをいいます。

≫ 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

先進医療保険金

事例 20 先進医療による療養を受けた場合
(無配当先進医療特約)

ご案内番号 J27

○ お支払いできます。

無配当先進医療特約において

療養を受けた時点で、厚生労働大臣が先進医療として実施することを認めている病院において、先進医療ごとに定められた適応症に対し、厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けた場合

✕ お支払いできません。

無配当先進医療特約において

療養を受けた時点で、厚生労働大臣が先進医療として実施することを認めていない病院において、先進医療ごとに定められた適応症に対し、厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けた場合

解説

- 先進医療保険金は、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われたときにお支払いするものであり、適合しない病院または診療所において行われた場合には、お支払いできません。
- 先進医療保険金は、先進医療を受けた時点において厚生労働大臣の定める先進医療に該当しない場合はお支払いできません。
- 厚生労働大臣が定める先進医療や、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所は変更されることがあります。
先進医療の具体的な内容は、厚生労働省のWebサイトまたはかんぽ生命のWebサイト「先進医療百科」(<https://www.senshin.jp-life.japanpost.jp/>)をご確認ください。

≫ 詳しくは、📖「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

MEMO



各書類の準備方法・保険金等のお支払時期等について

各書類の準備方法

- かんぽ生命所定の保険金等の支払請求書、入院・手術証明書(診断書)、死亡証明書等の書類や委任状のひな形等は、お近くの郵便局の窓口に備え付けています。
入院・手術証明書(診断書)、死亡証明書等の書類や委任状はかんぽ生命のWebサイトからダウンロードすることも可能です。
なお、入院保険金・手術保険金・放射線治療保険金をご請求いただく場合は、「マイページ」または保険金請求Webサービスで請求書類のお取り寄せが可能です。
また、ご契約内容やご請求内容によっては、インターネットでのご請求が可能な場合があります。

パソコンから

かんぽ生命 入院

スマートフォンから

ご利用にあたってはこちら

- 以下の書類が必要な場合は、書類ごとの注意点をご確認ください。ご不明な点がございましたら、担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンター、ご高齢のお客さま専用コールセンターまでお問い合わせください。
- なお、これらの書類の取得費用は、「原則、お客さまの負担」になります。また、提出書類の内容を確認した結果、他の書類の提出をお願いすることがあります。

入院・手術証明書 (診断書)^(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人または家族の方が担当の医師または医療機関に直接証明を求めてください。 ● 原本を提出してください。 ● 入院・手術証明書(診断書)を提出したにもかかわらず、保険金等の支払対象とならなかった場合は、診断書取得費用相当額(6,000円)をお支払いします^(※2)。 ➤ 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。 ● ご請求内容等によっては、提出を省略した簡易なお取り扱いが可能です。詳しくは P.35～P.38 をご確認ください。
死亡証明書	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人または家族の方が担当の医師または医療機関に直接証明を求めてください。 ● 原本を提出してください。 ● ご請求内容等によっては、提出を省略した簡易なお取り扱いが可能です。
住民票	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人または家族の方が取得してください。
戸籍抄(謄)本 (原戸籍)	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人または家族の方が取得してください。 ● 被保険者の出生から亡くなるまでの相続関係の確認が必要な場合、日本籍地等から原戸籍を取り寄せていただくことがあります。

(※1) 複数の保険契約にご加入いただいている場合でも、**同じ内容のものであれば複数ご提出いただく必要はありません。**
(※2) 当社所定の要件を満たしている必要があります。

保険金等のお支払時期について

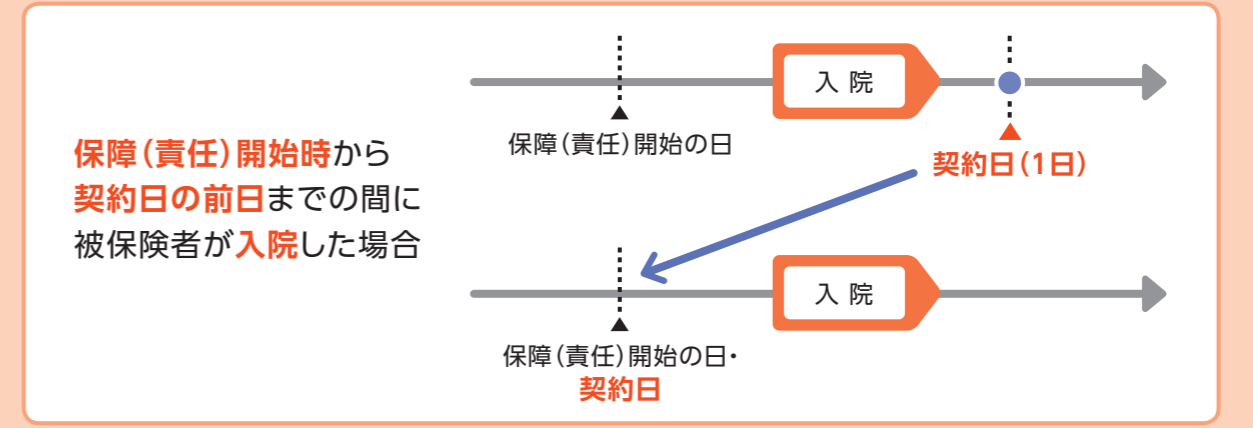
ご請求を受け付けた日の翌日からその日を含めて、5営業日以内に保険金等をお支払いします。
支払明細書にて、お支払内容をご確認ください。
ただし、当社において事実確認等が必要な場合は、確認の内容に応じて支払期限が45日または180日になります。
※平成22年4月1日以降に保険金等の支払事由が発生した場合に限ります。
➤ 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険金等のお受け取り方法について

保険金等のご請求の際に、口座振込可能な預貯金口座をご指定いただきますので、口座番号を確認できる通帳等をお持ちください。
なお、保険金等の振込みが完了したときは書面にてご案内します。

保険金等のご請求に際しての注意点

かんぽ生命保険契約では、保険金等のご請求に際して、そのご請求が保障(責任)開始時から契約日の前日までの間の保険事故に対するものである場合、契約日が保障(責任)開始の日と同一の日に遡及することがあります。契約日は保険期間や保険料の計算の基準となる日であるため、この遡及により保険期間や保険料が変更となる場合があります。



その他、お手続きについてご不明な点がございましたら、担当者、お近くの郵便局、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンター、ご高齢のお客さま専用コールセンターまでお問い合わせください。

かんぽコールセンター ここにきこう

0120-552-950 (通話料無料)

受付時間 9:00～21:00 平日 ※1月1日～3日を
9:00～17:00 土曜日・日曜日・休日 除きます。



用語の解説

お手続きサポートBOOKをお読みいただくにあたって参考になる用語の解説です。



い	遺族 死亡保険金受取人が指定されていない場合または被保険者が死亡する前に指定された死亡保険金受取人が死亡した場合は、被保険者の遺族が死亡保険金受取人になります。 被保険者の遺族の順位は次のとおりです。 ①配偶者(法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます) ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた人 ⑧死亡当時、被保険者の生計を維持していた人 ※1 被保険者の遺族のうち、「②子」および「⑥兄弟姉妹」には、民法に定められている代襲相続と同様の仕組みはなく、ひ孫・甥姪等は含まれません。 ※2 かんぽ生命保険契約において、被保険者の遺族がいないときは、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人になります。
か	簡易生命保険契約 平成19年9月までに郵便局でお申し込みいただいた保険契約のことをいいます。 かんぽ生命保険契約 平成19年10月以降にかんぽ生命が引き受けた保険契約のことをいいます。
き	基本契約 かんぽ生命保険契約においては普通保険約款に、簡易生命保険契約においては簡易生命保険約款(簡易生命保険特約簡易生命保険約款を除きます)に、それぞれ記載されている契約内容をいいます。
け	契約日 かんぽ生命保険契約における、保険期間や保険料の計算の基準となる日をいいます。 (P.78の「保険金等のご請求に際しての注意点」についてもご確認ください) なお、平成27年9月以前の保険契約については、「保障(責任)開始の日」です。
こ	効力発生日 簡易生命保険契約における、保険期間や保険料の計算の基準となる日をいい、保険契約上の保障を開始した日(保険契約のお申し込みの日)です。 告知義務違反 保険契約の申し込み当時に、質問表(告知書)によりお尋ねした事項について、保険契約者または被保険者が事実を告知しなかったこと、または事実でないことを告知したことをいいます。告知義務違反があった場合、当社は保険契約を解除し、または保険金等をお支払いしないこと等があります。

と	特約	基本契約の保障内容をさらに充実させるために、基本契約に付け加えるものです。かんぽ生命保険契約においては特約条項に、簡易生命保険契約においては簡易生命保険特約簡易生命保険約款に、それぞれ記載されている契約内容をいいます。
ひ	被保険者	その方の死亡などが保険の対象となる方をいいます。 その方の死亡、病気やケガによる入院等に関して保険金が支払われます。
ふ	不慮の事故	急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。
ほ	保険期間 保険金受取人 保険金の支払事由 保険契約者 保険証券(保険証書) 保険料 保険料の払込免除 保険料払込期間 保障(責任)開始時／保障(責任)開始の日	契約日(効力発生日)から保険契約上の保障(責任)が終了するまでの期間をいいます。 保険金等を受け取る方をいいます。 被保険者の死亡、入院などの保険金を支払う事由をいいます。 当社と保険契約を結び、保険契約上の権利と義務がある方をいいます。 契約した保険の内容(保険金額や保険期間等)を具体的に記載した書面で、保険契約に加入された際に保険契約者にお届けしています。 保険契約者から、保険契約に基づき、保険金等の支払いの対価として、当社に払い込むお金をいいます。 被保険者が所定の身体障がい状態になったとき等に、以後の保険料の払込みを免除することをいいます。 保険料を払い込む期間をいいます。 【保障(責任)開始時】 当社が保険契約上の保障(責任)を開始する時をいいます。 【保障(責任)開始の日】 保障(責任)開始時を含む日をいいます。 ※簡易生命保険契約においては、効力発生日です。
め	免責事由	保険金等の支払事由に該当している場合でも、保険金等が支払われない事由をいいます。
や	約款	保険契約者と当社(簡易生命保険契約においては、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構)との「保険契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」をあらかじめ定めたものをいい、保険金を支払う条件等について記載しています。 ※1 かんぽ生命保険契約においては、普通保険約款、特約条項および特別条項です。 ※2 簡易生命保険契約においては、簡易生命保険約款および簡易生命保険特約簡易生命保険約款です。



ご案内番号のさくいん

保険金等のご請求に必要な情報は、各ページでご確認いただけます。



第1章 お支払いの要件

| 1 | 基本契約の保険金等

K01	<input checked="" type="checkbox"/>	死亡保険金	P.13
K02	<input checked="" type="checkbox"/>	死亡給付金	P.13
K03	<input checked="" type="checkbox"/>	保険金の倍額支払	P.13
K04	<input checked="" type="checkbox"/>	重度障がいによる保険金	P.14
K05	<input checked="" type="checkbox"/>	育英年金	P.14
K06	<input checked="" type="checkbox"/>	介護保険金	P.15
K07	<input checked="" type="checkbox"/>	介護割増年金	P.15
K08	<input checked="" type="checkbox"/>	特別夫婦年金保険の年金／保険料の払込不要	P.16
K09	<input checked="" type="checkbox"/>	財形保険の保険金	P.16

| 2 | 保険料の払込免除

K20	<input checked="" type="checkbox"/>	重度障がいによる保険料の払込免除	P.17
K21	<input checked="" type="checkbox"/>	身体障がいによる保険料の払込免除	P.17
K22	<input checked="" type="checkbox"/>	特定要介護状態による保険料の払込免除	P.17
K23	<input checked="" type="checkbox"/>	学資保険等の保険契約者の死亡／重度障がいによる保険料の払込免除	P.18
K24	<input checked="" type="checkbox"/>	主たる被保険者の死亡／重度障がいによる保険料の払込免除	P.18
K25	<input checked="" type="checkbox"/>	主たる被保険者の身体障がいによる保険料の払込免除	P.19
K26	<input checked="" type="checkbox"/>	配偶者である被保険者の重度障がい／身体障がいによる保険料の払込免除	P.19
K27	<input checked="" type="checkbox"/>	身体障がいによる保険料の払込免除(学資保険(はじめのかんぼ)、年金保険契約等に付加された特約)	P.20
K28	<input checked="" type="checkbox"/>	普通養老保険の保険契約者の死亡／重度障がいによる保険料の払込免除(被保険者が満10歳未満のとき)	P.20

| 3 | 特約保険金

T01~T08	<input checked="" type="checkbox"/>	入院保険金	P.21
T09	<input checked="" type="checkbox"/>	手術保険金(入院中に受けた手術)	P.22
T10	<input checked="" type="checkbox"/>	手術保険金(外来で受けた手術)	P.22
T11	<input checked="" type="checkbox"/>	放射線治療保険金	P.23
T12	<input checked="" type="checkbox"/>	入院初期保険金	P.23
T13	<input checked="" type="checkbox"/>	長期入院一時保険金	P.23
T14	<input checked="" type="checkbox"/>	通院療養給付金	P.24
T15	<input checked="" type="checkbox"/>	先進医療保険金	P.24
T16	<input checked="" type="checkbox"/>	入院一時金	P.25
T20	<input checked="" type="checkbox"/>	特約死亡保険金	P.25
T21	<input checked="" type="checkbox"/>	特約死亡保険金	P.25
T22	<input checked="" type="checkbox"/>	傷害保険金	P.26
T23	<input checked="" type="checkbox"/>	特約介護保険金	P.26

第2章 ご請求時の必要書類

H01	<input checked="" type="checkbox"/>	死亡保険金／死亡給付金	P.31
H02	<input checked="" type="checkbox"/>	保険金の倍額支払／死亡保険金(財形保険の場合)／特約死亡保険金	P.31
H03	<input checked="" type="checkbox"/>	重度障がいによる保険金	P.32
	<input checked="" type="checkbox"/>	被保険者の重度障がいによる保険料の払込免除	P.32
H04	<input checked="" type="checkbox"/>	学資保険等保険契約者の死亡による保険料の払込免除	P.32
	<input checked="" type="checkbox"/>	育英年金(保険契約者死亡)	P.32
H05	<input checked="" type="checkbox"/>	学資保険等保険契約者の重度障がいによる保険料の払込免除	P.32
	<input checked="" type="checkbox"/>	育英年金(保険契約者重度障がい)	P.32
H06	<input checked="" type="checkbox"/>	介護保険金／介護割増年金／特約介護保険金	P.32
	<input checked="" type="checkbox"/>	被保険者の特定要介護状態による保険料の払込免除	P.32
H07	<input checked="" type="checkbox"/>	特別夫婦年金保険の年金／保険料の払込不要	P.32
H10	<input checked="" type="checkbox"/>	入院・手術保険金等(病気の場合)	P.34
H11	<input checked="" type="checkbox"/>	入院・手術保険金等(ケガの場合)	P.34
H12	<input checked="" type="checkbox"/>	傷害保険金	P.34
	<input checked="" type="checkbox"/>	被保険者の身体障がいによる保険料の払込免除	P.34
H08 H09 H13	<input checked="" type="checkbox"/>	入院・手術事情書による入院保険金等のご請求	P.35

第4章 お支払いできる事例とできない事例

J01	<input checked="" type="checkbox"/>	死亡保険金	告知義務違反があった場合	P.56	
J02	<input checked="" type="checkbox"/>		保険契約の消滅後に亡くなった場合	P.57	
J03	<input checked="" type="checkbox"/>	保険金の倍額支払	病気を原因とする場合	P.58	
J04	<input checked="" type="checkbox"/>		重大な過失がある場合	P.59	
J05	<input checked="" type="checkbox"/>	重度障がいによる保険金	重度障がいの回復の見込みがある場合	P.60	
J10	<input checked="" type="checkbox"/>	入院保険金	保障(責任)開始時前に発病した場合	P.61	
J11	<input checked="" type="checkbox"/>		短期間の入院の場合(契約日(効力発生日)が平成20年7月1日以前の特約)	P.62	
J12	<input checked="" type="checkbox"/>		支払日数限度を超過した場合(無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約以外の特約)	P.63	
J13	<input checked="" type="checkbox"/>		支払日数限度を超過した場合(無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約)	P.64	
J14	<input checked="" type="checkbox"/>		複数回入院した場合	P.65	
J15	<input checked="" type="checkbox"/>		保険契約の消滅後に入院した場合	P.66	
J20	<input checked="" type="checkbox"/>		手術保険金	「所定の手術」に該当しない場合	P.67
J21	<input checked="" type="checkbox"/>			入院をとまなわない外来での手術の場合	P.68
J22	<input checked="" type="checkbox"/>			1回のお支払いを限度とする手術の場合① (無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約以外の特約)	P.69
	<input checked="" type="checkbox"/>			1回のお支払いを限度とする手術の場合② (無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約以外の特約)	P.70
J23	<input checked="" type="checkbox"/>	一連の手術となる手術を受けた場合(無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約)		P.71	
J24	<input checked="" type="checkbox"/>	放射線治療保険金		放射線治療を2回以上受けた場合 (無配当総合医療特約・無配当傷害医療特約)	P.72
J25	<input checked="" type="checkbox"/>	傷害保険金		身体障がいの回復の見込みがある場合	P.73
J26	<input checked="" type="checkbox"/>	通院療養給付金	退院後に通院または療養を必要としない場合 (疾病傷害入院特約・疾病入院特約・傷害入院特約)	P.74	
J27	<input checked="" type="checkbox"/>	先進医療保険金	先進医療による療養を受けた場合(無配当先進医療特約)	P.75	